

興部町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道紋別郡興部町

目 次

1 基本的な事項

(1) 興部町の概況	
ア 興部町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 興部町における過疎の状況	2
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、北海道の総合計画等における位置付け等を踏まえた興部町の社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	
ア 年齢階層別、男女別等からみた人口の推移と今後の見通し	4
イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等	7
(3) 興部町行財政の状況	
ア 行財政の現況と動向	9
イ 施設整備水準等の現況と動向	12
(4) 地域の持続的発展の基本方針	15
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	16
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	18
(7) 計画期間	18
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	18

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	24
(3) 計画	28
(4) 産業振興促進事項	31
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	31

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	3 2
(2) その対策	3 2
(3) 計画	3 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 3

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	3 4
(2) その対策	3 5
(3) 計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 6

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	3 7
(2) その対策	3 7
(3) 計画	4 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 1

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 4
(3) 計画	4 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 7

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	4 8
(2) その対策	4 8
(3) 計画	4 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 9

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	5 0
(2) その対策	5 1
(3) 計画	5 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 3

1 0 集落の整備	
(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 4
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 4
1 1 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	5 5
(2) その対策	5 5
(3) 計画	5 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 5
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	5 6
(2) その対策	5 6
(3) 計画	5 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 7
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	5 8
(2) その対策	5 8
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 9
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	6 0

1 基本的な事項

(1) 興部町の概況

ア 興部町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

興部町は、オホーツク管内の北部にあって東西に長く、北部一帯はオホーツク海に面し、その面積は362.55km²である。

地勢は、一般的に高山が少なく、おおむね波状を呈し、海岸に近づくにしながら、なだらかに起伏する段丘地となり、その大部分は農用地である。

また、西部・南部は平均300mの標高をもって起伏する山岳地帯で森林資源が豊富であり、これに源を発する町内5河川はいずれも山間平野の中央部を流れ、これに沿って開けた8つの集落が形成されている。

地質は大別して沖積土、洪積土に分けられ、土質は重粘土のため、粘質緊密であり、表層から下層まで酸性をおび土地の生産性は低い。

気候は、年間を通じておおむね冷涼であり、夏期もオホーツク海に低気圧が停滞すると低温となることが多く、冬期は北西の風が強く、海岸には流氷が接近し、この間漁業及び関連産業は休止するため、地域経済に大きな影響を与えている。

興部町は、明治31年に本州各県より開拓者が定着し、明治42年雄武戸長役場から分立し、興部外2ヶ村戸長役場が設置され、昭和26年に町制が施行し、今日に至っている。

産業を支える道路としては、網走・稚内を結ぶ国道238号線と、興部町を分岐点として、名寄・旭川に通ずる国道239号線があつて、これに道道・町道が連絡しているが、とくに町道の改良・舗装等計画的な整備が必要となっている。

また、鉄道は名寄本線と興浜南線があつたが、ともに赤字廃止対象路線に選定され廃止となり、鉄道に変わり路線バスが運行されている。

興部町から近隣の主要都市までは、それぞれ網走市まで約133km、北見市約134km、旭川市約153kmであり、特に紋別市、名寄市までそれぞれ25km、74kmと社会的、経済的にも密接な関係にある。

イ 興部町における過疎の状況

① 過疎現象とその原因

興部町の人口は、戦後の復興とともに海外引揚者による入植などにより昭和35年には9,363人に達したが、昭和40年8,603人、昭和50年6,763人、昭和60年6,320人、平成7年5,277人、平成17年4,589人、平成22年4,301人と年々減少が続き、平成27年3,909人、令和3年3月末には3,740人とピーク時の昭和35年と比較して60.1%の減少となっている。

これは、昭和40年代初期における経済の高度成長に伴い、若年労働者の都市部への流出、産業基盤、社会生活基盤の整備の遅れ、農業経営不振、担い手問題などの理由で離農・離職したもの、鉄道の廃止や企業の統廃合、さらには社会意識の変化による出生率の低下等により人口が減少したものであるが、特に若年労働者の町内における就業機会の少ないことや社会意識変化による家族構成の少数化が大きな原因と考えられる。

② これまでの過疎法に基づくものも含めた対策

興部町は昭和46年過疎振興地域としての指定を受け、総合計画とともに過疎振興計画を推進し、重点事項の交通条件等の整備は国道・道道をはじめ幹線町道などが整備され、地域外との交流、集落の交流が容易になり地域経済に大きな効果をもたらした。

また、市街地内道路の舗装も計画的に進められ、生活環境も改善されたが、今後は幹線道路に通ずる末端の生活道路の整備を進めなければならない。

生活環境面については、公共下水道事業の供用開始、公営住宅の建設、総合センターの建設などが進められ快適な住環境の充実が図られた。

また、教育面においては学校施設の校舎等の整備を計画的に進め、中学校2校を統合し、教育環境の充実が図られた。

医療福祉面においては、福祉保健総合センターの建設、国民健康保険病院の建設などが進められ医療福祉の充実が図られた。

産業面については、農林道・土地基盤の整備などが積極的に進められており、また、科学的な農業を推進するための研究開発施設が整備されるなど農業の近代化が図られているとともに、環境保全・循環型のクリーン農業を展開するため、バイオマス事業の推進が図られ、水産業においては、水産加工施設や地場資源の付加価値を高める鮮度保持施設が整備され、このことにより、農林水産業の生産の増大が図られている。

観光面においては、道の駅を観光の拠点として、物産販売や観光案内機能の強化を図り、観光協会を中心として地域の連携による体験メニューなどを開発・提供する体制を築き、滞在型観光事業を推進している。

③ 現在の課題と今後の見通し

過疎振興対策の推進により、基盤整備が拡充され、産業振興など生産面において一定の成果をあげたほか、地場産業の振興や生活環境などの充実が図られたが、就業の機会は少なく、人口の減少傾向は続いている。

このことから、少子化対策としての子育て支援や産業の育成と雇用の確保・創出、定住促進などの人口減少対策の推進を目指す。

また、少子高齢化の進展により高齢者人口の割合が年々高まってきており、これら高齢者に対する生きがい対策や安心して暮らせる福祉・医療の充実を図り、地方創生に向けた施策を積極的に取り組む。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、北海道の総合計画等における位置付け等を踏まえた興部町の社会経済的発展の方向の概要

興部町は、農業・林業・水産業など第1次産業が基幹産業であり、これを背景として地場資源利用型産業が発展している。

就業構造では、農林水産業における経営の近代化、生産性の向上の過程で、昭和50年以降第2次、第3次産業への労働力の移行が進み、平成27年では第1次産業27.2%、第2次産業25.2%、第3次産業47.6%と第1次産業に占める割合は低下し、第2次・第3次産業の占める割合が大きく就業構造も高度化してきている。

また、興部町は遠紋広域生活圏の中にあって特に西紋別地域である紋別市・雄武町・滝上町・西興部村と隣接し、社会的・経済的にもつながりが大きく、また、名寄市・旭川市などは道央に通ずる交通要所として地理的有利性があり、広域的に隣接する市町村との連携・交流を深めることが必要である。

一方、過疎持続的発展対策を推進するにあたっては、国・道の開発計画によるところの影響が大きいため、これらの諸計画との整合性をもって、この計画を推進する必要がある。特に、北海道総合計画「輝きつづける北海道」、北海道総合戦略、及び新たな過疎法に係る北海道方針や北海道計画の方向性を展望して、豊かな自然や美しい景観を守りつつ、利便性と安全性の高い調和のとれたまちづくりを目指し、先進的に実施運営しているバイオガスプラントをはじめとする環境に低負荷な循環型社会の形成を推進し、自然の恩恵を受けた基幹産業の第1次産業、さらには第2次・第3次産業を育て、6次産業化も含めた産業の活性化を図るとともに、子どもから高齢者までのそれぞれの世代でライフスタイルを保ちながら、はつらつと生活できるまちづくりを進める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 年齢階層別、男女別等からみた人口の推移と今後の見通し

昭和35年の国勢調査では9,363人であった人口は、その後年々人口流出が続き、一貫して減少傾向をたどっている。平成27年の国勢調査では3,909人と55年間で5,454人減少し、減少率は58.3%となっており、農業の担い手不足による離農、JR名寄本線及び国鉄興浜南線の廃止や雇用環境の変化による若年層の町外流出が要因となっている。

また、人口構造については、表1-1(1)に示すように将来を担う若年人口が減少し、65歳以上の高齢者人口の割合が急速に高くなっており、人口構成において若年者が少なく高齢者人口が増大することは避けられない状況である。なお、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に推計した人口によると、本町の人口は、令和7年で3,190人、令和12年では2,860人と推計されている。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

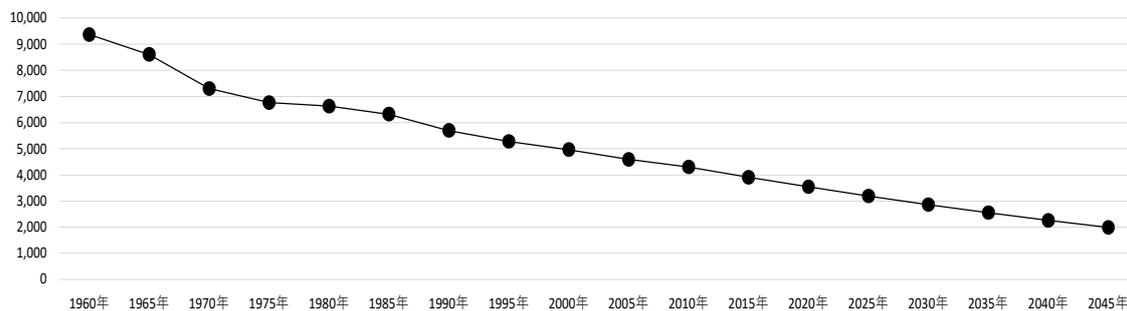
区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 9,363		人 8,603	% △8.1	人 7,302	% △15.1	人 6,763	% △7.4	人 6,628	% △2.0
0 歳～14 歳	3,551		2,702	△23.9	2,011	△25.6	1,720	△14.5	1,550	△9.9
15 歳～64 歳	5,350		5,410	1.1	4,804	△11.2	4,520	△5.9	4,459	△1.3
うち 15 歳～29 歳(a)	2,267		2,181	△3.8	1,676	△23.2	1,445	△13.8	1,298	△10.2
65 歳以上(b)	462		491	6.3	487	△0.8	523	7.4	619	18.4
(a)/総数 若年者比率	% 24.2		% 25.4		% 23.0	-	% 21.4	-	% 19.6	-
(b)/総数 高齢者比率	% 4.9		% 5.7		% 6.7	-	% 7.7	-	% 9.3	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率								
総 数	人 6,320	% △4.6	人 5,695	% △9.9	人 5,277	% △7.3	人 4,965	% △5.9	人 4,589	% △7.6
0 歳～14 歳	1,344	△13.3	1,052	△21.1	871	△17.2	737	△15.4	607	△17.6
15 歳～64 歳	4,267	△4.3	3,800	△10.9	3,425	△ 9.9	3,146	△8.1	2,801	△11.0
うち 15 歳～29 歳(a)	1,170	△9.9	911	△22.1	808	△11.3	758	△6.2	606	△20.1
65 歳以上(b)	708	14.4	843	19.1	981	16.4	1,082	10.3	1,181	9.1
(a)/総数 若年者比率	% 18.5	-	% 16.0	-	% 15.3	-	% 15.3	-	% 13.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 11.2	-	% 14.8	-	% 18.6	-	% 21.8	-	% 25.7	-

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,301	% △6.3	人 3,909	% △9.1
0 歳～14 歳	553	△8.9	464	△16.1
15 歳～64 歳	2,550	△9.0	2,218	△13.0
うち 15 歳～29 歳(a)	516	△14.9	431	△16.5
65 歳以上(b)	1,198	1.4	1,227	2.4
(a)/総数 若年者比率	% 12.0	-	% 11.0	-
(b)/総数 高齢者比率	% 27.9	-	% 31.4	-

表 1 - 1 (2) 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所による推計値



	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	9,363	8,603	7,302	6,763	6,628	6,320	5,695	5,277	4,965	4,589	4,301	3,909	3,543	3,190	2,860	2,555	2,258	1,991

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等

興部町の産業構造は、農業、林業、水産業などの第1次産業を基幹産業とし、これを背景に商工業などの第2次、第3次産業が発展している。

産業別就業人口の昭和35年から平成27年の人口の推移は、第1次産業が73.2%の減、第2次産業が32.4%の減、第3次産業が16.0%の減となっており、減少の多くは、町外へと流出している。第1次産業の減少は著しいものがあり、今後も減少基調で推移すると予想される。

第1次産業の就業人口は昭和35年において、総就業人口の51.9%を占めていたが、農業の離農などにより労働力の町外や他産業への流出が進み平成27年には27.2%と激減している。

第2次産業では、昭和35年の19.1%に対比すると増加しているが、これは離農者等が建設業や地場産業への就業により増加したものである。

また、第3次産業はサービス業の増加等により就労の場が拡大され平成27年には47.6%を占めている。

今後の動向としては、第1次産業の生産増大を図るとともに、これを資源とする地場資源利用型産業の振興に努め、さらに、第3次産業の雇用機会の拡大を図り、これらの諸施策を積極的に展開していく。

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,055		人 3,873	% △ 4.5	人 3,529	% △ 8.9	人 3,316	% △ 6.0	人 3,360	% 1.3
第一次産業 就業人口比率	% 51.9		% 41.1	-	% 31.7	-	% 25.5	-	% 26.8	-
第二次産業 就業人口比率	% 19.1		% 26.5	-	% 28.8	-	% 32.9	-	% 31.9	-
第三次産業 就業人口比率	% 29.0		% 32.4	-	% 39.5	-	% 41.6	-	% 41.3	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率								
総 数	人 3,282	% △ 2.3	人 3,132	% △ 4.6	人 3,007	% △ 4.0	人 2,766	% △ 8.0	人 2,497	% △ 9.7
第一次産業 就業人口比率	% 26.7	-	% 26.2	-	% 23.7	-	% 21.7	-	% 23.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 30.7	-	% 32.8	-	% 32.5	-	% 34.1	-	% 30.5	-
第三次産業 就業人口比率	% 42.6	-	% 41.0	-	% 43.8	-	% 44.2	-	% 46.5	-

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 2,293	% △ 8.2	人 2,075	% △ 9.5
第一次産業 就業人口比率	% 24.3	-	% 27.2	-
第二次産業 就業人口比率	% 27.3	-	% 25.2	-
第三次産業 就業人口比率	% 48.3	-	% 47.6	-

(3) 興部町行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

① 行政の状況

興部町の行政機構図は図－１のとおりであるが、最近の変化する経済社会と生活水準の向上にともない町の行政需要も複雑かつ高度化しており、これら複雑多様化する行政事務に対応するため、定員管理による適正な職員数（令和３年４月１日現在１２１名）を配置するとともに、増大する行政事務の効率化と住民への行政サービスの向上を図るため電算化を進めている。

また、消防体制については、昭和４８年度より、紋別市・滝上町・雄武町・西興部村を含めて、紋別地区消防組合を設置し広域的な消防体制を敷いている。

興部町の将来進むべき方向と対策を明らかにするため、昭和４６年度興部町総合計画、昭和５３年度新興部町総合計画、昭和６２年度第３期興部町総合計画、平成９年度第４期興部町総合計画、平成１９年度第５期興部町総合計画、平成２９年度には第６期興部町総合計画を策定し、計画的な町づくりを推進している。さらに、昭和４５年に山村振興、昭和４６年には過疎振興地域の指定を受け、現在は過疎地域持続的発展計画を策定しその実現に努めている。

今後は、国が進める「地方創生」の取り組みとして、人口減少対策の具体的施策を盛り込んだ「第２期興部町総合戦略」と併せて、「第６期興部町総合計画」の推進及び後期基本計画の策定に取り組み、町の振興発展に向けたまちづくりを目指す。

② 財政の状況

興部町の財政規模は、令和元年度の決算において、一般会計における歳入総額は６，３５７，７８６千円で、平成２７年度と比較して１６．３％の増加を示しており、歳出総額は６，２０９，９６８千円で、平成２７年度と比較して１８．６％の増加を示している。これは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、鮮度保持施設等整備事業の増などが主な要因となっている。

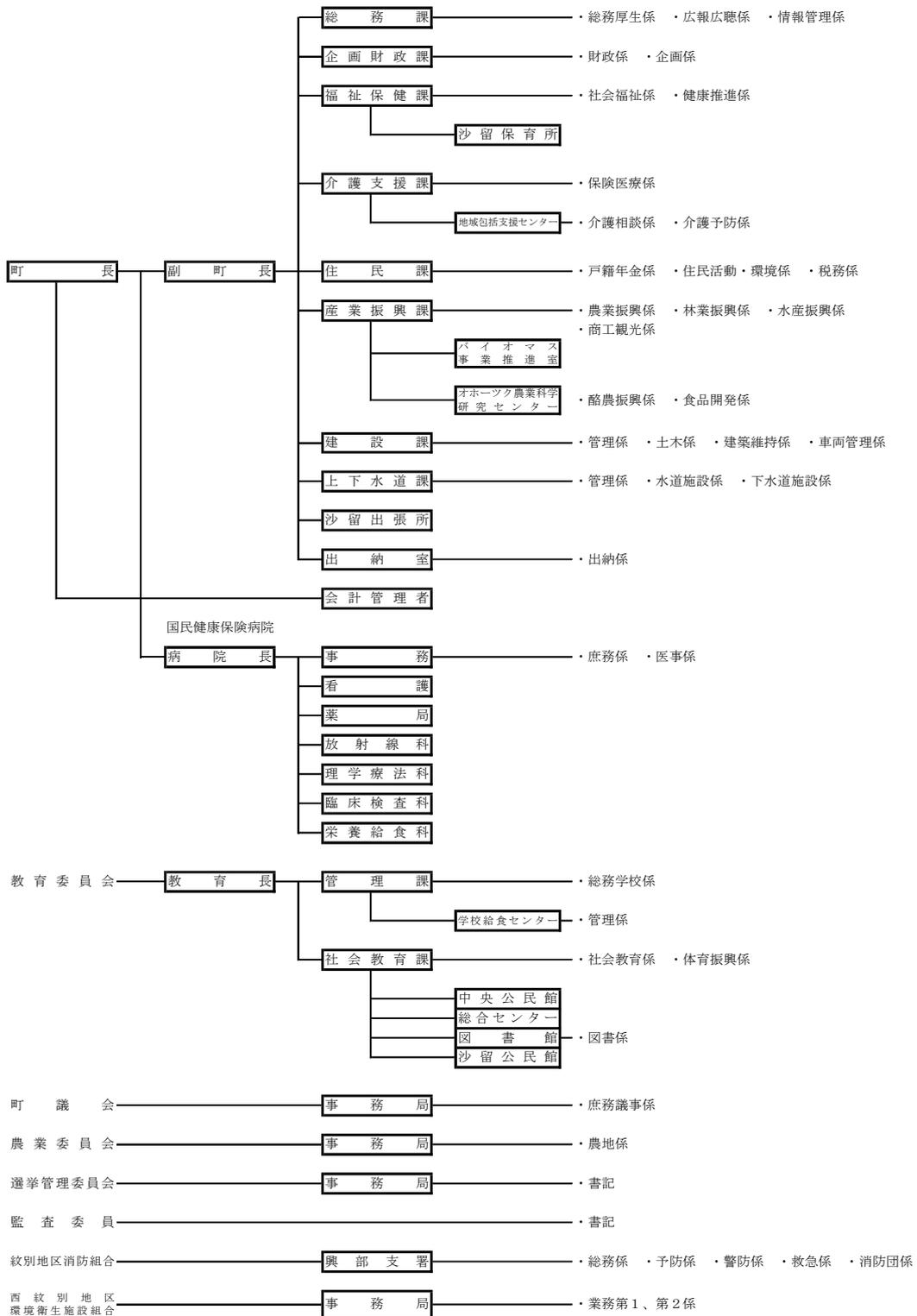
地方交付税は段階的な減少が見込まれるなど、地方財政環境が厳しい中、少子高齢化による社会保障費負担の自然増、地域医療の確保にかかる負担増、道路・下水道等の生活環境の再整備などによる財政需要の増大は避けられない状況となっている。第１次産業を基幹とする町の税収は、天候や経済動向に左右されることから、限られた自主財源の安定確保に向け、収納対策・収納率の向上に最善の努力をするものである。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,314,980	4,643,222	5,465,150	6,357,786
一般財源	3,135,348	3,175,396	3,315,206	3,307,320
国庫支出金	482,681	211,267	445,110	263,712
道支出金	225,634	239,112	576,002	1,712,536
地方債	319,291	419,254	679,543	664,520
うち過疎債対策事業債	71,400	254,600	532,500	581,800
その他	1,152,026	598,193	449,289	409,698
歳出総額 B	5,063,896	4,461,350	5,234,687	6,209,968
義務的経費	1,685,425	1,518,395	1,355,480	1,320,999
投資的経費	1,233,732	412,616	1,200,800	1,138,266
うち普通建設事業	1,233,732	412,616	1,186,803	1,138,266
その他	1,380,637	1,825,049	2,678,407	3,750,703
過疎対策事業費	764,102	705,290	849,099	818,681
歳入歳出差引額 C (A-B)	251,084	181,872	230,463	147,818
翌年度に繰越すべき財源 D	49,760	15,956	16,075	3,870
実質収支 C-D	201,324	165,916	214,388	143,948
財政力指数	0.19	0.18	0.19	0.22
公債費負担比率	17.7	14.6	11.8	13.5
実質公債費比率	16.7	10.3	8.8	9.0
起債制限比率	10.7	5.6	-	-
経常収支比率	72.1	70.5	74.2	81.6
将来負担比率	27.4	-	-	2.5
地方債現在高	4,722,151	4,193,501	4,341,343	5,522,479

図一 1 行政機構図（令和3年4月1日）



イ 施設整備水準等の現況と動向

① 交通通信施設

交通体系については、国道31.2km、道道36.1km、町道296.8kmであり、国道については整備が完了しているが、道道の未整備区間は現在整備中である。町道については、舗装率49.5%、改良率72.5%となっており、整備を計画的に進めている。

また、鉄道については、名寄本線、興浜南線が走っていたが、赤字路線のため興浜南線については、第1次廃止対象路線として昭和60年に、又名寄本線についても平成元年に第2次廃止対象路線として共に廃止された。

バス路線については、路線確保のための対策を講じながら民営バス3路線が運行されているが、全て赤字路線である。

② 教育文化施設

学校施設については、校舎・屋体等の改築整備を計画的に実施し、長寿命化を図る必要がある。また、情報化時代に即応した教育機器の整備・更新が必要となっている。更には、老朽化が進んでいるスクールバスや給食配送車の更新が求められている。

社会教育施設については、興部町中央公民館をはじめ、町内4ヶ所に分館があるほか、図書館、総合センター等が建設されている。

また、体育施設としては町営野球場・町民運動広場・トレーニングセンター・構造改善センター・町営スキー場・ゲートボール場・パークゴルフ場等が整備されているが、施設も老朽化しており維持改修が必要とされ、併せて既存施設の利便性の向上と機能充実が求められている。

③ 生活環境施設

生活環境施設については、公営住宅が277戸建設されているが、狭小老朽化住宅が多く、これらの建て替えが望まれ、平成4年度より計画的に整備を進めている。

水道施設については、広域簡易水道施設として昭和55年に拡張整備がされているが、管路（導水管・送水管・配水管）については、布設後40年以上経過していることから、更新計画を策定し、整備を進めることが必要である。又、近年水源水質は悪化傾向にあり、色・濁度、水質の酸性化など様々な問題が発生していることから今後は水質改善に向けた施設整備も必要である。

環境衛生施設では、し尿を衛生的に処理するため広域的利用のし尿処理施設が整備されているが、施設の老朽化に伴い令和3年4月より下水道広域化推進総合事業により新たにし尿処理施設が整備されたほか、興部地区の生活排水対策として昭和51年度から公共下水道事業に着手し、平成元年に供用を開始し、また、沙留地区の特定環境保全公共下水道整備についても、平成10年に供用を開始し、年次計画により普及拡大に努めているが、供用区域外への対応も検討する必要がある。

じん芥処理については、平成7年に埋立最終処理場が整備されたが、ダイオキシン問題により焼却処理施設が休止せざるを得なくなり、全量埋立となったため、年々増加するゴミの減量化対策として分別収集による資源リサイクルや生ごみの資源化を推進している。

また、既存処理場は計画埋立容量にせまっているため、平成24年10月からは、紋別市に建設した西紋別地区広域ごみ処理センターへ運搬し処理をしている。

社会福祉施設としては、常設保育所・福祉保健総合センター（保健センター・デイサービスセンター・高齢者生活支援ハウス）・老人寿の家・高齢者下宿等があるほか、児童の遊び場として児童公園等が整備されている。

また、町内の浴場業者の廃業に伴い、昭和56年に町営公衆浴場が建設されたほか、老朽化した興部、沙留の火葬場を統合して、昭和57年に当時としては近代的な火葬場が建設され、令和2年には、合葬墓の整備、さらに周辺環境美化のため、霊園整備も計画的に進められている。

医療施設については、国保病院と2ヶ所の歯科医院があり、特に国保病院は町内唯一の病院として内科・外科をはじめ、定期的に皮膚科の診療も行うとともに、リハビリ施設や近代的な医療機器を備え、医療ニーズへの対応や医療水準の向上に努めており、平成27年には旧施設の老朽化に伴う療養環境の悪化を改善するため、新施設が移転改築し整備されている。

消防体制については、紋別地区消防組合を構成する消防署興部支署・興部消防団により現在、消防職員14名・消防団員98名で町民の安全確保に努めている。消防施設については、消防無線設備は平成26年にアナログ式からデジタル化へ更新整備され通信環境の整備が図られている。昭和57年から59年に更新整備した各分団の車庫兼機材庫は老朽化が進んでいるため計画的な修繕により長寿命化を図る必要がある。消防車両は消防自動車7台・消防指令車1台・消防器材車1台・高規格救急自動車2台を備え、さらに消防水利として防火水槽49基・消火栓91基が設置されているが、市街地の形成に対応した消防施設や車両の整備・更新が求められている。

④ 産業の現況

農業については、酪農が主体であり、酪農経営の規模拡大による乳牛頭数は11,600頭と増加している中で、農用地の開発事業・土地基盤の整備を行うとともに、近代化施設の整備・農業機械の導入を積極的に進めることにより、農家負担の軽減や、農業生産基盤の整備促進を図っている。

また、安全で質の高い産物の生産を促進するため、大学・企業などと連携を図り、環境と調和した持続可能なクリーン農業を進めている。

林業については、森林面積25,625haで、道有林10,278ha・町有林1,375ha・民有林13,972haであり、人工林率は39%である。森林造成・林業専用道の整備など林業生産基盤の整備に努めているほか、地域内の有機資源を活用した林産品加工を進めている。

水産業については、沙留漁港及び興部漁港を基地とした沿岸漁業が主体であり、両漁港については第9次漁港整備計画により漁業施設の近代化が図られたが、興部漁港については、平成14年より港内の平穏対策整備が実施され、さらに沙留漁港については平成25年より水産流通基盤整備事業計画において、衛生対策と漁船の大型化に伴う漁港整備に着手している。

また、漁業環境の保全に努めながら、ホタテでは中間育成施設を整備し、ウニ・コンブについては、大規模増殖場造成事業計画により漁礁整備を予定するなど栽培漁業を推進し、平成22年には興部川にサケ・マスの増殖施設を新設するなど資源管理も強化しながら水産物の安定的生産を図っている。

商工業については、農林水産資源を主体とした地場資源利用型工業の振興と、商店街の街路灯の整備や鉄道跡地を利用した緑地広場などが整備され商店街の環境の整備が図られている。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	30.3	60.8	70.6	72.4	72.8
舗 装 率 (%)	8.0	35.4	45.8	49.4	50.6
農 道					
延 長 (m)	-	-	-	-	-
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	-	-	-	-	-
林 道					
延 長 (m)	7,428	33,452	22,951	20,730	5,647
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.3	1.3	0.9	0.8	0.2
水 道 普 及 率 (%)	86.1	88.6	91.2	98.8	99.2
水 洗 化 率 (%)	-	49.2	59.0	85.6	89.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	9.9	13.6	13.2	15.1	13.3

(4) 地域の持続的発展の基本方針

興部町の将来像である「“地域への誇り” 未来の産業を育てる～ひと、まち、自然が調和するまち・おこっぺ～」を目指し、持続的発展の方向を次のとおり定める。

ア “未来” に夢ある暮らし

美しい自然と豊かな大地が共生しながら、すべての町民がふるさとに愛着と誇りを持ち、住み続けられるまちの実現に向け、未来へ継承すべき貴重な資源の保全と活用を推進する。そして、人が集まり、住む人に潤いを与えるまちの形成に向けた生活基盤の充実を図り、町民と行政が一体となって“災害に強いまちづくり”を推進し、町民が安心して暮らせる安全で快適な環境を目指す。

イ “未来” へ輝く産業を育てる

農業・林業・水産業など豊かな自然環境から生まれる産業活動は、わが町の経済を支えている。この産業を育てるため引き続き生産基盤整備の強化を図るとともに、オホーツクの自然が生み出した良質で安全・安心な資源を活用した特産品に対する支援を図る。観光の分野においては、地域産業や自然資源を活用した体験メニューづくりを進め、“地域の魅力を発信”することにより、交流人口の拡大を図る。また、活力の源である産業が持続的に発展できるよう、民間との連携により既存産業の経営力強化を図るとともに、新技術や新産業の創出を促進し、それを支える人材育成の取り組みを進める。さらに、先端技術や新技術の導入を積極的に支援するとともに、近隣自治体と連携し、地域産業の競争力を高める。

ウ “未来” のライフ・ステージを支える

少子高齢化が進む中で、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、地域全体で子育てを支え、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。また、すべての町民が自ら生きがいを感じ、生涯現役をめざした健康・体力づくりを推進する。さらに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う仕組みをつくり、いつまでも元気で自立し安心して暮らすことができるまちづくりを目指す。

エ “未来” へ羽ばたく知識を育む

次代を担う子どもの学ぶ意欲を醸成させつつ、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、豊かな心と健やかな体を育む教育環境づくりが必要である。学校と地域社会が、教育活動をはじめとする学校運営の目標を共有し、連携・協働する学校運営協議会を組織し、“開かれた学校づくり”を推進する。また、町民の学習意欲を高めるため、生涯にわたる学びの支援を進めるとともに、文化芸術の振興、文化財の保存、スポーツ活動・読書環境の整備を通じて活力とうるおいのある生涯学習社会の構築により、文化の香り豊かなまちづくりを目指す。

オ “未来”へつなぐ環境づくり

バイオマス産業都市構想を基軸として、家畜排せつ物等のメタン発酵処理による良質な肥料化や発生するメタンガスのエネルギーとしての利活用など幅広い展開を目指すことを念頭に地域内に豊富に賦存するバイオマス資源を有効活用し、環境に配慮した循環型社会の構築と新たなエネルギーの地産地消の推進に努める。また、自然環境の保全対策のため、ごみの減量・資源化の徹底と公害防止対策の充実により快適な生活環境の確保を図るとともに、美しい自然に囲まれた豊かな暮らしという貴重な財産を次世代へ引き継ぐため、省エネルギーへの意識啓発を強化する。

カ “未来”へ架ける協働のまちづくり

人と人との交流が盛んな地域には活力とにぎわいが創出されることから、地域の主体的な取り組みによる協働や助け合いを支援し、地域コミュニティ力を高め、つながりあう地域社会を構築する。また、時代の変化を捉えた、より効果的・効率的な視点で柔軟に対応し、持続性のある“しなやかな行政体”づくりを進め、計画的な事業の展開による住民協働のまちづくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 基幹産業の振興と雇用の創出

酪農をはじめとする、本町の基幹産業を支える担い手を将来にわたり確保するため、若い世代の新規就業の支援や経営継承の支援を進め、農・水産物を加工・販売する事業者への取組を展開し、地元産物を町外へ発信するとともに、本町の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入・利活用をさらに進め、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化や雇用を創出し、若年者の転出による社会的な人口の減少率を最小限に抑えるように努める。

また、近年の外国人労働者の増加傾向を踏まえ、町内事業者や近隣市町村と連携を図りながら、外国人労働者の雇用のための受け入れ態勢を検討し、さらなる町の活性化を目指す。

イ 観光拠点の充実

「道の駅 おこっぺ」を観光拠点として再整備することにより、年間を通して観光客の受け入れ態勢を整え、冬期間も地場産品の販売ができる通年観光の拠点、特産品の開発販売の場所として、施設や地場産品の販売品目、公衆無線LANなどサービス内容の充実、市街地内の店舗・飲食店を含めた観光案内など運営体制の強化に努めるとともに、町内観光を道の駅のみに立ち寄る通過型とするのではなく、いくつかの魅力あるエリアを周遊し、滞在型・体験型の多様な観光メニューを提供するため、地域産業と自然資源の活用を図る。

また、オホーツクの夏を楽しむ「沙留海水浴場」では、岩場の多い特性を活かした個性的な海水浴場・キャンプ場周辺環境の再編整備、コテージの利用促進を図るとともに既存の乳製品・海産物の直売所などについても、自然と産業と食が

結びついた、本町ならではの観光エリアの創出を図る。

特に自然といった魅力的な地域資源の強みをより効果的に発揮するため、西紋市町村が広域的に連携・協力し、一体的かつ効果的な施策展開を目指す。

ウ 少子化対策としての子育て支援

若い世代が安心して家庭をつくり、子どもを産み育てたいという希望を実現するためには、「子どもは将来を担う宝である」という認識に立ち、社会全体で子ども・子育てを支援していくという意識と環境、具体的な支援体制を確保することが重要である。

そのため、結婚、出産、育児を行うことのできる魅力ある雇用環境の創出や医療、保育、教育など切れ目のない支援体制の充実・強化、子育てに対する意識の向上など社会的理解の促進を図り、子育て世代の抱える負担の軽減に総合的に取り組むことで、出生率の向上を目指す。

また、就学前の子どもに対して、質の高い幼児期の幼児教育及び保育の総合的な提供を実施するため、町立の興部保育所と民営のはまなす幼稚園を統合して幼保連携型認定こども園を整備する。

エ 教育機会の維持・充実

小中学校教育においては、人口の減少や少子化等の急激な社会変化に伴い、情報化・国際化・環境問題など時代の流れに対応した教育の充実を図るとともに、地域教材を活かした郷土学習や体験学習の推進を図る。

また、興部高校においては存続に向けて様々な支援を行い、地域と一体となって子どもたちを育み、地域の未来を担う人材を育成する充実した教育を提供することで、高校生になるまで安心して子育てできる環境を構築し、子育て世代の定着を図る。

その他、創意工夫により地域に根ざした特色ある教育を目指していくとともに、都会と地方の教育格差を埋めるためのサポートや大学進学への支援金制度の拡充も検討する。

オ 中心市街地の活性化とコミュニティ活動の充実

町、商工会と連携した対策により空き店舗等の改修や創業希望者を募り、支援していくことにより、中心市街地の活性化に努める。

また、空き店舗を活用した多様なイベントの開催、チャレンジショップの開設などで中心市街地の賑わい向上を図る。

商店街の空洞化が進行している状況であり、有効な利活用を図るための支援など商工会とも連携した対策を進める。

地域コミュニティの拡大・強化を実現するため、文化・スポーツ活動等を通じた活動の育成を図り、様々な世代の方が参加しやすい仕組みの構築に努める。

カ 健康と生きがい対策の推進

高齢者が地域で住み続けられるよう、高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成支援をはじめとする移動支援を充実するとともに、日常生活支援として、介護予防のための各種事業、除雪サービスなどの事業を実施しながら、包括的なケア体制の構築を図る。

また、仲間や居場所をつくることで、閉じこもりを防ぐ効果や認知症予防にも期待されており、住民主体で実施している高齢者サロン、元気と若さをもらう会の活動のつながりを作り、一体的な介護予防事業が実施できるように集まり・集いの場に対する支援等を行う。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎地域持続的発展市町村計画の評価については、毎年度の事務事業評価、決算報告のほか、評価検証としては興部町総合計画や興部町総合戦略における策定委員会などに諮るものであり、内部評価や外部評価に加え議会への報告等を行う。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

興部町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果をふまえ、基本となる全体目標を設定し、公共施設を建設系公共施設とインフラ系公共施設に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図る。

興部町公共施設等総合管理計画は、本町の最上位計画である「興部町総合計画」をはじめ、「第2期興部町総合戦略」、「興部町過疎地域持続的発展市町村計画」などの関連する計画と整合性を図るとともに、まちづくりの視点や財政的な視点などをふまえながら、公共施設等の基本的な方向性を示すものと位置づけられている。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住

定住促進に向けては、良好な生活環境を提供していくことが重要であり、本町ではこれまでに、民間賃貸住宅建設支援事業などの住宅施策をはじめ、保育料の軽減や子ども医療費の助成など子育て世帯を支援する施策などにも取り組んできている。しかし、町内雇用の減少による若年層の町外流出や事業所の規模縮小、撤退などにより、人口の減少が進んでおり、今後も人口の流出が懸念されることから、医療、福祉、保健サービスや地域コミュニティの充実、住環境を整備することにより、人口減少に歯止めをかけることが求められる。農業・漁業研修や教育実習等を希望する方がいても、短期で住む場所がないことから受け入れを断るケースがあるなど、住宅がないため住みたくても住めないという問題を改善することは喫緊の課題である。移住や定住を促進していくためには、引き続き、良好な生活環境を確保し、子育て支援や雇用対策など、様々な支援策の充実を図っていくことが重要である。また、住環境整備については、空き家の解体や家財道具の処理支援も含めた中で、民間業者と連携・協力し、住みよい生活を送れる体制作りが必要となる。

イ 地域間交流の促進

地域住民にとっては、普段から何気なく目にしている景色や乳製品、地物の魚介類などであっても他の地域の人にとっては、とても魅力的に感じられている場合があり、こうしたものを、地域資源と捉える中で掘り起こしを図り、情報発信と交流活動を推進する必要がある。

過去にカナダ・アルバータ州ステットラー町と友好姉妹都市の提携を結び、中高生の相互派遣交流や使節団の派遣交流など、人的交流を軸とした交流活動が行われてきたが、長らく交流活動が途絶えている現状から今後は国内を中心に、地域の魅力を発信し、他地域との交流を図り、郷土の特性を再認識するとともに、地域の活性化を図る必要がある。

ウ 人材育成

地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、町民ニーズは多様化・複雑化している。本町が魅力ある町になるため、目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、効率的で質の高い行政サービスの提供が求められていることから、町民に期待される政策を着実に実現化するため、職員ひとり一人の資質の向上、職員の能力開発を進めるため、研修の充実を図り、人材育成を推進している。

また、新規採用職員については、公務員としての自覚と責任を確立するとともに、社会人としての最低限のマナーの習得、町民サービス意識の向上、地域の産業経済に関する特色の把握などにより、組織の将来を担う人材の育成として研修を実施している。

(2) その対策

ア 移住・定住

産業振興による新たな雇用の創出や少子化対策としての子育て支援など、他の地域に暮らす人々に魅力を感じさせる生活環境の整備や、関係人口を増やすためにも農業・漁業研修生や教育実習生を受け入れる住宅の整備や民間賃貸住宅建設支援の継続も検討する。その他、Uターンにより町へ戻ってくる方に対する支援の検討や空き家バンク制度を活用して空き家所有者と希望者のマッチングを図り、町内事業者等への委託も検討する。また、観光協会と連携し興部高校生徒に対し、商品開発を通じ地場産業についての授業を展開することにより、地元の資源を用いることで地域を知り、卒業後町に残ってもらえるように雇用の創出を含め若年層の転出を減らし、定住促進を図る。

公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な住宅の整備と供給に努め、住宅環境向上の観点から、屋根葺替、長寿命化のための改善等、公営住宅維持管理に努める。また、若年単身者や世帯向け賃貸住宅の整備促進を図る。

移住希望者に向けて、住まいや支援制度などに関する情報を発信するとともに、移住に関するサポート体制の充実を図る。

また、町外から来た人が自治会活動を通じて、地域のコミュニティに積極的に関わり地域に溶け込めるようサポート体制を構築する。

イ 地域間交流の促進

ふるさと会や全国各地にいる本町出身者等との幅広い交流を推進し、全国の共通の目的を持った自治体交流、イベント交流などの推進に努める。

また、特産品やまちのPRを通じ、人・モノの交流促進を図るとともに、現在、交流のある都市や地域等との交流を継続する。

ウ 人材育成

在職年数に応じて、オホーツク町村会及び北海道町村会主催の研修会に参加し、資質の向上・能力の開発を図る。

また、町独自の研修として、自衛隊体験入隊研修や物産展等イベント業務への参加研修を通じ、組織の将来を担う人材の育成を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	技能実習生研修宿泊施設整備事業 外国人研修生宿泊施設建設	沙留漁業 協同組合	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、土地資源を背景に土地改良事業の導入により、生産性の高い農用地の整備開発や、生産・加工技術の向上を図るために、農業科学研究センターの整備など酪農経営・技術の近代化を図ってきた。

酪農経営は、国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う価格の低迷、安心・安全な食品に対する国民ニーズの多様化に対応するため、飼養頭数の増加と施設の増強など経営規模拡大を進め経営安定化を図っている。

しかし、農業を取り巻く環境は、TPP11協定などによるグローバル化が一層進展する中、人口減少や高齢化の進行で経営主の高齢化と後継者不足により農家戸数が減少し、農村集落のコミュニティの維持ができなくなる懸念もあることから、労働環境改善や新規就農の促進による担い手確保など、地域社会の維持・活性化が極めて重要な課題となっている。

また、家畜排せつ物の管理や洗浄水の処理など悪臭対策を含めた環境問題への対応が必要であるとともに、自給飼料を主体とした経営体の育成を図りながら循環型の酪農畜産を進め、良質な原料から生産される質の高い生乳加工品を中心とした生産・加工体制の充実により豊かな農村文化を熟成し、ふれあい・体験など都市との交流拠点となる美しい農村環境づくりが求められている。

イ 林業

本町の森林面積は、町の総面積の約71%を占める25,625haで、町有林は1,375haとなっており、この内人工林率は約75%に達している。町有林は計画的に伐採・植栽・保育・間伐等の事業を進めている。

森林が持つ機能としては、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制する機能や水源涵養など国土保全の重要性が指摘されている。近年は森林所有者の高齢化や後継者不足などの要因として伐期を迎えた森林の皆伐の遅れや所有者不確知山林の荒廃化によりそれらの機能が低下し、河川氾濫や水質低下など環境に様々な影響を与えている。このため森林は流域にとって大事な資源であり、保全に対する意識向上を図るとともに健全な森林育成を目指し、計画的に伐採・植栽・保育・間伐等の事業を進め、森林の持つ多面的機能の維持・発揮が求められている。

ウ 水産業

本町の漁業は、沙留・興部漁港を基地としてサケ・毛ガニ・ホタテ・ウニ・コンブ等の沿岸資源を対象とした漁業が営まれているが、沿岸海域における漁場環境は、地球温暖化など気候変動による影響で資源も減少の傾向にある。

特にホタテ貝漁場では、台風及び低気圧の通過に伴う時化による影響を受けやすく、回復には数年かかることから、災害に強い漁場づくりとつくり育てる漁業を推進し、水産資源の保護・増大を図ることが課題となっている。

また、冬期間は流氷接岸により漁業をはじめ関連する水産加工場等は休止されるなど地域経済に大きな影響を与えている。

このような中で水産資源確保のため沿岸漁場環境調査をはじめ、漁場整備やサケ・マス・ホタテの放流、増養殖事業を実施するとともに、海藻類などの浅海資源を流氷から守り増殖させるため、大規模増殖開発事業による防氷堤の設置など漁場の整備が予定されている。

漁業活動の基地となる漁港では、これまで平穏対策、拡張整備等が進められ、機能充実が図られてきたが、漁船の大型化に伴う拡張整備と消費者の安心安全のニーズに対応する衛生管理漁港の整備が必要とされている。

今後、漁業経済の活性化を図る上で、漁業環境の保全に努めながら、漁場の開発整備、資源の増養殖、未利用資源の有効活用を進めるとともに、オホーツクならではの安全で質の高い素材の提供と製品加工技術の向上に努め、多様化する水産物の需要に対応できる生産体制の確立が求められている。

エ 工 業

本町の工業は、大型の乳業工場のほか、水産加工などの中小製造業と建設業が主体であり、地元雇用を支える重要な役割を担っている。しかし、近年は人口減少等の要因から労働力不足が顕著化しており、地域での雇用確保が難しい状況も見受けられる。水産業や農業においては、外国人研修生の受け入れなどを積極的に行っているものの、今後も安定した雇用の確保に向けた地域全体の取り組みが求められる。

特に、地域を支える事業所の大多数は小規模事業所であることから、地域産業の育成と雇用促進につながる環境整備などを図ることが求められている。

オ 起業の促進

本町の近年の起業については、地場資源などを活用した製造業等のほか、理髪店などのサービス業において定着が見られるが、個人規模の経営が多く、雇用を生む新たな新規事業の展開は見られない。商工会の創業支援事業計画と連携し、新たな起業や事業参入に対する支援と相談体制の確立が求められている。

カ 商 業

本町の商業は、小売業とサービス業を中心に地域経済の発展と住民生活の向上に大きな役割を果たしている。しかし、近隣都市部の大型店や量販店への購買力の流出やインターネットや宅配販売などの消費生活環境の変化により地元での購買力が低下してきていることに加え、高齢化や後継者問題などの理由から小売店経営は厳しい状況にあり、空き店舗の増加による市街地の空洞化が進行している。

このため、経営体質の改善・経営の近代化及び流通の合理化、消費者ニーズの変化に対応できる経営指導の強化と魅力ある商店街の形成を図ることが求められている。

また、商店街の環境整備に加えて、イベント活動などのソフト面の充実や担い

手の育成を進めるなど、消費サービス活動等の経営努力が求められている。

キ 観 光

本町には海・川・山をはじめ自然資源が豊富に存在しており、その恩恵を受けて季節によっては釣りや山菜取りを楽しむ人が数多く訪れる。観光施設としては沙留海水浴場やコテージの利用、道の駅へ車やバイク・自転車による旅行者が多数訪れ、物産館やルゴース（無料宿泊所）などの利用で賑わいを見せている。

しかし、これらは通過・立寄型であり、通年の利用が可能ではないため期間に限定されたものとなっている。

道の駅を観光情報発信の拠点と位置づけ、特産品販売を中心としたサービスの提供や観光案内機能の向上による他の施設や観光資源の魅力発信などの機能の強化を図り、年間を通した一層の集客と地域住民の賑わいの場づくりが必要となっている。

(2) その対策

ア 農 業

① 農業基盤・環境の整備促進

生産性の高い農用地づくりを進めるため、各種事業の導入により、生産基盤の計画的な整備を促進する。また、環境保全・循環型のクリーン農業を推進するため、家畜ふん尿を主な原料として処理するバイオガスプラント等の活用により、臭気対策や環境負荷の軽減など自然環境と調和した酪農経営の発展に努める。

② 農業関連施設の機能強化

農業科学研究センターを中心に技術支援体制の強化に努め、適正な飼料給与、繁殖管理や飼養衛生管理技術等の向上を促進し、育成牧場では、増体管理と労働力削減で新規就農者等への経営支援を図るなど、持続可能な農業生産を支える施設の機能強化を推進する。

③ 農業の担い手の育成確保

農業生産の優秀な担い手の育成と後継者確保のため、北オホーツク農業協同組合と連携し、農業担い手対策協議会、研修機能を有する生産牧場の機能を活用し、営農情報の提供や技術指導、就農に必要な資金の貸付など、就農の総合的な支援を推進する。

また、酪農ヘルパー制度の充実を図り、ゆとりのある農業生産・生活環境の整備に努める。

④ 高付加価値化・6次産業化の推進

農業科学研究センターを拠点に、土壌・粗飼料分析などで良質な粗飼料の生産と供給により、生乳品質・肉質の向上による農畜産物の高付加価値化を図り、自家生産物を用いたチーズ、ソーセージ等の製造・販売の6次産業化の取り組みを推進する。

⑤ 生産者と消費者の交流促進

生産者と消費者の相互理解を深めるため、酪農体験実習や農畜産物加工実習などを通じて交流を推進するとともに、首都圏でのフェアやイベントなどへの参加を促進し、農畜産物の消費拡大を図る。

イ 林業

① 造林・保育事業の推進

地域森林整備計画に基づき造林・保育事業を計画的に実施するため、林業専用道や林内作業路などの生産基盤整備を進めながら、下刈・除間伐などの保育や、伐採及び造林、野鼠・病虫害による森林被害を防止し、森林資源の確保と良質材の生産を図るため森林整備を推進する。

② 木材の流通促進

森林認証を取得していることから適正な森林管理を推進し、認証材の安定供給を推進し、木材・木製品の付加価値向上を図り、地域経済の活性化に努める。

③ 森林資源の保全と活用

水源かん養、山地災害防止、生活環境の保全など森林の有する公益的機能の維持、増進を図る。

また、森林の持つ保健休養などの公益的機能の総合利用を進めるため、森林空間、景観を生かした交流の場として森林の活用を促進する。

④ 森林環境譲与税の活用

森林所有者の高齢化により経営意欲の減退を招き山離れが進み伐採跡地の放置や除間伐などの保育事業不足が懸念されることから、森林環境譲与税を活用し民有林の森林整備を推進するとともに、林業の担い手育成と労働環境の整備や木育活動・木材の普及啓発活動を通じ住民への森林整備への理解の醸成に取り組む。

ウ 水産業

① 生産施設の整備促進

漁業生産基地である漁港の充実強化を図るため、漁船の大型化に伴う漁港施設の整備を促進するとともに、漁港及び生産施設における衛生管理の高度化を進める。

② 沿岸漁場の開発整備

漁港漁場整備長期計画等により、コンブ・ウニなどの浅海資源の保護と増殖のため、沿岸漁場の造成整備を促進する。

③ 資源培養と増養殖体制の確立

ホタテ稚貝の健苗育成による安定生産をはじめ、サケ・マス資源のふ化及び稚

魚育成を積極的に進め、つくり育てる漁業と災害に強い漁場づくりを推進し、水産資源の保護・増大を図る。また、資源環境、海象、海況など栽培漁業の拡大を図るための総合調査を進める。

④ 特産品開発の推進

地場の水産物を活用した特産品開発を推進するため、関係機関等の協力を得ながら調査研究を促進し、付加価値の高い製品開発と水産物の産地ブランド化を図る。

エ 工 業

① 地場企業の育成・支援

商工会と連携して、基礎的経営指導の充実や融資制度などの活用促進により地場企業の育成・支援を図る。また、良質な地場特産品は、地元ブランドとしての認知度が高くPRする重要な役割も担っていることから、製造・製品開発に対する支援を図る。

オ 起業・企業進出（誘致）への対応

起業意欲のある者に対して、開業に必要な資金の助成や土地の確保・斡旋や開業後のフォローアップなどの充実とともに、商工会の創業支援事業計画と連携して、新たな起業や事業参入に対する支援相談体制を確立し、ニーズに合わせた支援を図る。

また、脱炭素・カーボンニュートラルの町づくりを目指し、バイオマス資源を活用した環境・新エネルギー関連企業の誘致等の推進を図る。

カ 商 業

① 商店経営の合理化・近代化の促進

商業の健全経営を図るため、専門的な経営診断を促進し、振興資金等の融資制度を活用して経営の安定化・持続化を図る。

また、商工会の持つ経営指導力や経営育成に対する取り組みを積極的に展開できるように連携と支援に努める。

② 消費者サービスの向上

高齢者や交通弱者等の消費活動など消費者ニーズと地域課題を把握し、地元に必要な消費サービスの提供確保に努める。

③ 地場特産品の販売促進と地域連携

質の高い地場特産品を、「道の駅おこっぺ」を中心として観光客の消費ニーズに応えるための魅力ある販売活動と、他地域へのPR活動を行い、更なる販売促進と地域連携による町のPR、誘客による地元消費の拡大を図る。

キ 観 光

① 既存施設を活用した拠点整備の推進

通過型観光が主であることから、交通の拠点となっている既存の道の駅を観光の拠点と位置づけ、利用者の利便性向上のほかに魅力の発信のための新たな活用を進めるとともに、町民の憩いと交流の場でもあることから、関連施設を含めた一体的な整備による拠点づくりを推進する。

さらにはオホーツク海では数少ない遊泳可能な沙留海水浴場、町を一望する酪農の丘などの既存施設周辺について、時代のニーズを把握し特性を活かした新たな整備・活用を検討する。

② 観光イベント、体験メニューの整備・充実、PR活動の推進

既存イベントの充実を図りながら魅力あるイベントに育成し集客を図り、観光協会を中心として関係団体や事業者と連携しながら、地域産業や自然資源を活用した体験メニューづくりを進め、滞在型観光を促進する。

また、「道の駅」の物販及び案内機能の強化により来訪者へのおもてなしのほか、HP等を活用した各種情報の発信と観光協会等と連携した町内外イベント等で広く町のPRをする。

③ 広域観光の推進

オホーツク圏域や近隣市町村との連携と情報発信に努め、相乗効果による観光振興を目指す。

ク 地域循環共生圏

近隣市町村と連携し、それぞれの市町村が持つ、農林水産業・商工業・観光等の産業ポテンシャルを補完し支え合い、また、地域に豊富に存在するバイオマス資源などの有効活用については、民間企業や大学及び研究機関と連携を図るなど、広域的な地域循環共生圏の推進により地域産業の振興・発展を促進する。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型) 再編整備事業【興運地区】 草地整備526.5ha、草地造成26.3ha、 農業用施設1棟	北海道 農業公社		
		興部町営牧場整備事業 牛舎・水道設備等整備	興 部 町		
		道営農村整備事業 (営農飲雑用水施設整備事業) 朝日・秋里地区営農飲雑用水施設更新計画 策定業務委託 設計・調査 1式	興 部 町		
		道営農村整備事業 (営農飲雑用水施設整備事業) 朝日・秋里地区営農飲雑用水施設 調査計画、実施設計、工事 1式	北 海 道		
		林 業	町有林整備事業 下刈300ha、植栽30ha、間伐25ha	興 部 町	
			豊かな森づくり推進事業 無立木地における 造林 175ha	興 部 町	
			森林環境保全整備事業 森林環境譲与税を活用した事業	興 部 町	
	水 産 業	沿岸漁場総合調査事業 ホタテ貝、ウニ、ホッキ貝資源量調査	沙留漁業 協同組合		
		興部地区大規模増殖場造成事業 ウニ、昆布漁礁、防氷堤整備	北 海 道		
		(2)漁港施設	水産基盤整備事業 沙留漁港 (係留・用地等) 施設整備	北 海 道	
	水産物供給基盤機能保全事業 興部漁港 (係留・用地等) 施設整備		北 海 道		
	清浄海水取水施設整備事業 清浄海水取水井戸整備		沙留漁業 協同組合		
	水産物荷捌所整備事業 荷捌所、スケール建設		沙留漁業 協同組合		
	漁具・漁網洗浄施設整備事業 ホタテ育成籠、漁網洗い場建設		沙留漁業 協同組合		
製氷貯氷施設整備事業 製氷貯氷施設建設	沙留漁業 協同組合				

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p>(9) 観光又はレクリエーション</p> <p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業</p> <p>商工業・6次産業化</p>	<p>観光・小さな拠点施設整備事業（道の駅再整備） 道の駅再整備・機能向上整備事業</p> <p>観光・小さな拠点施設整備事業（海水浴場） 沙留海水浴場再整備事業</p> <p>町営スキー場改修事業 屋根・外壁塗装（管理棟・監視棟・格納庫）、索道整備 外</p> <p>新規就農者誘致特別措置事業 〔内容〕 新規就農奨励金、農用地・農業施設賃借料への助成、制度資金への利子補給他。 〔必要性〕 後継者不足等による農家戸数の減少対策のため。 〔効果〕 農業の優秀な担い手の育成と後継者確保が図られる。</p> <p>酪農業振興支援事業 〔内容〕 経営規模の拡大を図る者に対する固定資産税相当額を奨励金として交付。 〔必要性〕 地域の維持・継続のため規模拡大に取り組み、地域の生産性・所得向上に寄与する支援は必要であるため。 〔効果〕 地域を担う中心的な経営体の育成と、地域農業の生産力の安定化により、新規就農者の確保が図られる。</p> <p>産業開発育成奨励事業 〔内容〕 研究開発奨励金・事業化促進奨励金の交付他。 〔必要性〕 特産品開発と販売促進により地域の活性化を図るため。 〔効果〕 地域産業の開発、育成に繋がり、地域経済の発展が期待できる。</p>	<p>興 部 町</p>	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	観光	<p>夏まつり推進事業</p> <p>【内容】夏まつり実行委員会への補助金。 【必要性】町民が参加交流できるイベントの充実を図り、魅力ある夏まつりにし集客を推進するため。 【効果】「おこっぺの夏」を満喫し、将来にわたり地域の魅力を発信できるイベントとして地域活性化が図られる。</p>	興部町	
	観光	<p>興部交通記念複合施設維持管理事業</p> <p>【内容】道の駅・特産品販売所・イベント広場・無料宿泊施設等複合施設の管理委託費。 【必要性】特産品販売所、無料宿泊施設があり、イベント時には町内企業等の出店会場としても利用されており、観光と商店街利用の起点であるため。 【効果】特産品の販売促進、町内企業等の出店、観光客の集客により産業の振興が図られる。</p>	興部町	
	企業誘致	<p>市街地活性化・担い手支援事業</p> <p>【内容】空き店舗活用のための改修費補助金・起業創業支援補助金・各業種における担い手（後継者）支援補助金の交付。 【必要性】空き店舗の活用及び新たな起業を促すことで市街地の活性化を図り、後継者となる担い手への支援により事業の継続を図る。 【効果】空き店舗活用による市街地のにぎわい創出、新たな起業促進による産業活性化、後継者支援による廃業抑制。</p>	興部町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
興部町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

興部町の通信施設は、携帯電話などの移動通信事業者の通信用施設が整備され、山間部を除きエリア整備が進んでいるが、依然として不感地域が残り携帯電話の電波が受信できない世帯が存在する事から、解消に向けた対策を推進する必要がある。

インターネットは、ブロードバンドによる快適な情報通信環境を整備するため、ICT（情報通信技術）事業による町内全域への光ファイバーの整備が進められ、平成23年3月からFTTH方式（通信の網構成方式）によるインターネットサービス・光電話サービスが行われている。

テレビはアナログ放送からデジタル放送への移行が行われ、興部テレビ中継局も平成22年に施設整備を行い9月に地上デジタル放送を開始している。また、平成26年に民放テレビ局1社の放送を行うための施設整備を行い10月に放送が開始され、NHK2波、民放5波の視聴が可能となっている。

さらに、難視聴対策として各地区の共聴組合などにより整備されていたケーブルテレビは、地上デジタルテレビ移行に合わせ廃止され、ICT事業により整備が行われた光ファイバーにより平成23年3月から地上デジタルテレビの再送信が開始され、難視聴地域の解消が図られている。

情報通信基盤が整備され、その利活用のためのより一層の情報化の推進が求められているが、情報技術者、情報化の費用などが不足しており、今後、情報化人材育成、補助制度を活用した情報化の推進、教育・防災・防犯など様々な分野での情報通信技術の活用、高齢者、障がい者など誰にでも使いやすい情報のバリアフリー化を進めなければならない。

(2) その対策

通信、情報化の充実、高度情報化社会が急速に進み、光ファイバーなどのブロードバンドネットワークは、日々の暮らしに、また、社会生活の中で重要な役割を持つようになってきている。今後、ICT事業により整備した光ファイバー網などの通信施設の適切な維持を図ると共に、その利活用を進めるため情報通信技術者の育成、タブレット端末を利用した授業などの情報通信技術を活用した教育の推進、カメラ・センサーなどを利用した危険地区の監視、及びメール一斉送信などの民間サービスを利用した防災・防犯体制の充実、誰もが情報化による恩恵を受けられるよう、住民向けパソコン教室の開催、図書館など公共施設への住民開放用パソコンの設置、公共施設へのWi-Fi（無線LANの規格）整備を推進し所要の対策を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	地域情報化基盤整備事業 【内容】 光ファイバー網保守管理、高度化対応。 【必要性】 光ファイバー網、難視聴対策設備、IP告知設備の維持及び充実のため。 【効果】 ブロードバンド、地デジ難視聴対策、緊急防災情報の提供体制の維持及び充実が図られる。	興部町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町の道路は、国道・道道・町道を合わせて、実延長364.1kmであり国道については、網走・稚内間を結ぶ国道238号線と、興部町を起点として名寄・旭川に通ずる国道239号線があるが、それぞれ鉄路の廃止により交通量及び大型車輛の増加に伴い、道路及び跨線橋の平面・縦断線形改良や狭隘な橋梁整備等が望まれている。

道道は4路線36.1kmで改良・舗装済32.4km(89.8%)整備されているが、生活・生産道路として重要な役割を果たしている市街地路線の整備が望まれている。

また、生活の基礎となる町道については、実延長296.8kmと興部町内道路の81.5%を占めているが、市街地道路の舗装整備は進んでいるものの全体では改良72.5%、舗装49.5%の水準にとどまっている。

農道については、各種の農業基盤整備事業等の導入により整備が図られ、林道においても改良整備が進められるとともに開設事業も行われている。

市街地と農村及び近隣市町村を結び、町民の生活、生産活動に密着した幹線道路は、地域社会の安定と広域的な交流・連携に重要な役割を果たすものであり、広域的な交通網と地域内交通網を配慮しながら整備することが必要である。

また、北国の生活にとって積雪は交通にも極めて大きな影響を与え、積雪期の道路交通の安全確保も大きな課題である。

イ 橋梁

本町の管理する橋梁は82橋あり、橋梁長寿命化修繕計画においてコスト縮減等に関する検討の上、計画的な予防保全型への維持管理を進めている。50年を経過する高齢化橋梁は12橋あり、10年後には全体の45%にあたる37橋が寿命を迎え急速に高齢化橋梁が増大してきている。今後も計画的な予防保全型を軸に事業を推進する。

ウ 道路構造物(道路ストック)

本町における道路構造物の維持管理については、舗装、法面、盛土、擁壁、道路付属物があるが、経年劣化が顕著であり、第三者被害防止の観点からも事後保全型から計画的な予防保全型への維持管理が望まれる。

エ 交通

町民の安全な公共的交通機関として、民営バス2社・3路線が運行されているが、マイカー利用の増などによりいずれも赤字路線となっており、毎年度の国・道の補助金や沿線市町村の負担金により路線の運行確保がなされている。

また、平成4年3月に廃止された地区2路線については、町で住民スクールバスを運行しているが、いずれも利用者の減少で厳しい運営をしいられている。

(2) その対策

ア 道路の整備

- ① 国道・道道の円滑で安全な道路交通を確保するため、関係機関を通して道路整備を促進する。
- ② 町道の整備については、地域の実情を踏まえ社会資本整備事業や地方道路等整備事業により、一般町道の整備拡充を図る。
また、市街地と農村を結ぶ幹線町道の改良舗装整備を計画的に進める。
- ③ 林業生産の基盤である林道の整備については、森林環境保全整備事業によりその整備を進める。
- ④ 冬期間における快適で安全な道路交通を確保するため、除雪機械の整備拡充を進めるとともに、除雪体制の強化を図る。

イ 橋梁の整備

橋梁の整備については、施設の延命化・ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づき整備を進める。

ウ 道路構造物（道路ストック）の整備

道路構造物の整備については、施設の延命化・ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づき整備を進める。

エ 交通の確保・サービス拡充と計画整備

町民の通学・通院などの交通弱者の生活の足として重要な交通手段であるバス路線の確保や拡充を図り、民間バス路線の廃止された地区の町営住民スクールバス運行体制の充実及び、利用しやすい運行の拡充に努めるとともにバスの更新整備や地域公共交通計画の策定を計画的に進める。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道 路	町道整備事業 改良舗装 L=4,689m 防雪柵 L=150m	興 部 町	
		興部秋里間道路改築事業 改良舗装 L=2,120m 橋梁架替 L=92m	興 部 町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 修繕・架替等 橋梁 82橋	興 部 町	
	(8)道路整備機械等	建設機械整備事業 除雪トラック2台 (7t・10t)	興 部 町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	道路維持作業車等更新事業 小型ロータリー草刈装置 1台	興 部 町	
	町営バス配送車運行事業 〔内容〕 住民スクールバス・福祉バス等の 運行。 〔必要性〕 バス路線廃止地区の交通確保、 公共の福祉の増進を図るため。 〔効果〕 地域住民の足を守ることにより、 利便性の確保と福祉・教育・医療への支援 体制の充実が図られる。	興 部 町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道は、昭和55年に広域簡易水道施設として整備がされ、現在、給水人口3,712人、1日平均給水量3,321m³となっているが、公共下水道の普及により水洗化が進み、また、近年の酪農施設の大型化及び水産加工業の振興により、今後も水需要はますます高まる一方で、水道施設の老朽化が進んでいるため、水の安定供給に向けた施設の更新を計画的に進めている。

イ 下水道施設

興部市街地の公共下水道は昭和51年に着手し、平成元年より供用開始されており、整備率83.0%、水洗化率94.3%となっている。

沙留地区の特定環境保全公共下水道は、平成5年に着手し、平成10年より供用開始をしている。整備率は89.8%、水洗化率82.3%となっている。両地区とも現在、宅地化の動向を見ながら污水管渠の整備を行っている。

興部町全体の下水道普及率は85.5%であるが、今後も水洗化施設の整備など住民負担に対する理解と協力を得るための広報活動に努め、水洗化の普及促進を図っていく必要がある。

一方で、興部と沙留両地区の終末処理場の機器は老朽化が進み、さらに、興部地区の污水管路も布設から概ね40年が経過しているため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な整備・更新を進めている。

ウ 環境衛生施設

本町のごみ処理については、パッカー車1台、ダンプトラック2台により収集を行っている。

平成7年に埋立最終処理場が整備されたが、ダイオキシン問題により焼却処理施設が休止となり全量埋立となった。このため年々増加しているごみの減量化対策として、分別収集等による資源リサイクルや生ごみの資源化を推進しているが、既存の処理場は計画埋立容量にせまっているため、平成24年10月からは、紋別市に建設した西紋別地区広域ごみ処理センターへ運搬して処理している。

し尿処理については、施設等の老朽化に伴い令和3年4月より新たに広域し尿処理施設（雄武浄化センター）が整備され、広域的な処理体制がとられている。

また、沙留地区における水産加工場の生産拡大に伴う加工排水量の増加に対処するため、平成16年には污水处理施設が整備されている。

火葬場については、昭和57年に町内火葬場の統合を図り、興部地区に当時としては近代的な施設として整備されたが、設備の老朽化が進んでいるため、毎年計画的に修繕を行い施設機能の維持に努めている。今後は改築等に向けての検討が必要になってくる。

令和2年には、興部地区霊園敷地内に継承維持管理が困難な方の合葬墓を整備し、住民の不安解消を図った。また、興部・沙留地区の霊園周辺環境整備に努める。

公衆浴場については、町営により建設され、利用者のために浴場の確保が図られているが、施設や機械設備等の老朽化により、年々修繕費も増えてきており、公衆浴場を必要としている住民もいることから改築等の検討が必要になってきている。

エ 公営住宅

本町の公営住宅は277戸建設されているが、建設年度が古く居住空間の狭い公営住宅の建替え更新を計画的に推進し、快適な居住環境と周辺環境の整備を進めている。

また、一般住宅の空き家率が低く、住宅の確保が困難な状況であり、本町への定住を促進するためにも、低廉でかつ居住性に優れた公的賃貸住宅の整備が望まれている。

オ 消防施設

消防体制については、紋別地区消防組合を構成する消防署興部支署・興部消防団により現在、消防職員14名・消防団員98名で町民の安全確保に努めている。

消防施設については、消防無線設備は平成26年にアナログ式からデジタル化へ更新整備され通信環境の整備が図られている。

昭和57年から59年に更新整備した各分団の車庫兼機材庫は老朽化が進んでいるため計画的な修繕により長寿命化を図る必要がある。

消防車両は消防自動車7台・消防指令車1台・消防器材車1台・高規格救急自動車2台を備え、さらに消防水利として防火水槽49基・消火栓91基が設置されているが、市街地の形成に対応した消防施設や車両の整備・更新が求められている。

カ 公園

公園については、15ヶ所整備されており、誰もが楽しめるような施設として整備を行っており、町民のうるおいとやすらぎの場となっているが、遊具等施設の老朽化が進んでいるため、事故防止の観点から維持修繕が望まれている。

(2) その対策

ア 水道施設の整備拡充

良質な水道水を確保するため、施設の改善を図るとともに、水道水を安定的に供給するため、布設後40年以上が経過し耐用年数間近の導水・送水管路については、耐震性などを考慮した中で計画的な更新と維持管理に努める。

イ 公共下水道の整備促進

興部及び沙留地区の水洗化率向上を目指して普及促進に努めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した処理場の機器と管渠の更新整備を計画的に進めながら安定した処理水確保に努める。

ウ ごみ減量化・リサイクルの推進

ごみや廃棄物は、内容の多様化、量の増大が一層進むことが予想される。ごみの減量化対策としては、行政、事業者、町民が一体となって、それぞれの立場と役割を十分認識し、循環型社会の構築に努め、減量化やリサイクルの推進を図っている。

また、容器包装廃棄物の中間処理施設については、西紋5市町村の広域により、施設の維持管理に努める。

エ し尿・汚水処理施設の整備

公共下水道計画区域外の地域について、各々の地域の実態に応じて浄化槽や土壤浄化施設などの自家処理施設の整備を促進する。

オ 霊園等の整備

霊園については、住民の要望に応えた周辺環境整備を推進する。また、火葬場設備の計画的な修繕により施設機能の維持に努める。

カ 公園等環境の整備

「事後的管理」から「予防保全型管理」へ転換し、施設の延命化・ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づき施設の維持管理に努める。

キ 公営住宅の整備

住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の建替・改善を計画的に進め、適正な管理戸数を維持する。

また、高齢者世帯や入居者のニーズに合った公営住宅等の整備を促進する。

ク 消防防災施設の整備

多様化する各種災害に的確に対処できるよう、消防自動車や救急自動車などの更新整備を計画的に進める。

また、計画的な修繕により消防施設の長寿命化を図り、へき地の水利確保、津波ハザードマップの作成、避難所看板、災害時の資機材の備蓄等の計画的な整備を進め、町民の安全性確保に努める。

ケ その他関連施設

公衆浴場は、利用者の減少が著しいが、必要としている住民もいることから、適切な施設の維持管理と計画的な設備改修を進める。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	配水管整備事業 興部町内の配水管移設工事 管路延長 L=2,000m 興部町内の配水管新設工事 管路延長 L=250m	興部町	
		興部浄水場浄水池増設事業 興部浄水場浄水池増設実施設計及び工事 浄水池 1池	興部町	
		興部浄水場水質対策事業 水質対策(前処理施設)実施設計及び工事 前処理施設 1箇所	興部町	
		導・送水管更新事業(生活基盤近代化事業) 導水・送水管更新実施設計及び工事 管路延長 L=4.0Km	興部町	
		水道施設機器更新事業 水道施設機器更新工事 箇所数 5箇所 膜濾過設備の更新工事 箇所数(数量) 12本	興部町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道広域化推進総合事業 運営事業費負担金、衛生センター解体工事負担金(3カ年計画)	雄武町	
		公共下水道整備事業 処理場改築、管渠整備、管渠改築	興部町	
		特定環境保全公共下水道整備事業 処理場改築、管渠整備、管渠改築	興部町	
	(5)消防施設	消防車両更新整備事業 高規格救急自動車 1台、消防ポンプ自動車 3台、水槽付ポンプ自動車 1台	紋別地区 消防組合	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 生活	公衆浴場管理事業 【内容】公衆浴場管理委託費。 【必要性】民営の浴場がなく、町営の公衆浴場が必要不可欠なため。 【効果】風呂無し住宅居住者に対する公衆衛生の確保が図られる。	興部町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	環境	資源リサイクル事業 〔内容〕 ディスポーザー・生ごみ処理機等購入補助金他。 〔必要性〕 生ごみの減量化と資源化の促進を図るため。 〔効果〕 一般廃棄物の排出抑制、生ごみの資源化、最終処分場の延命が図られる。	興部町	
	危険施設撤去	生活排水処理事業 〔内容〕 合併浄化槽設置補助金。 〔必要性〕 公共下水道未整備地域のし尿・汚水処理施設の整備促進のため。 〔効果〕 公衆衛生の向上と生活環境、自然環境の保全が図られる。	興部町	
	(8)その他	公営住宅解体事業 〔内容〕 泉町団地 16戸の解体工事 〔必要性〕 一部屋根等が破損しており、景観及び防犯上からも解体が必要不可欠なため。 〔効果〕 周辺地域の防犯及び住環境の整備が図られる。	興部町	
		公園維持管理事業 街区公園 11箇所、近隣公園 2箇所 都市緑地 1箇所、運動公園 1箇所	興部町	
		畜場施設改修事業 電動キャリア台車交換 炉再燃焼室耐火物交換	興部町	
		霊園整備事業 霊園周辺環境整備	興部町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の保健・福祉

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、全国的な人口動向は、総人口・現役世代人口が減少する一方、高齢者人口が増加のピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが想定されている。

しかしながら、本町における高齢者人口のピークは、令和4年と推計され、全国的な動向よりも先行している状況である。

また、本町では、これまで令和7（2025）年を見据え、第7期（平成30～令和2年度）までの介護保険事業計画を通じて、地域包括ケアシステムの構築と推進に努めてきている。

そのため、本町においては、国の制度を活用しながらも、本町の特性にあった介護サービスの基盤を整備していくことが重要である。また、現役世代人口が減少する一方で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより、複合的な支援が必要な高齢者が急激に増加することが見込まれるため、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保についても検討していく必要がある。

また、健康で元気に生活している高齢者が、いつまでも健やかに生きがいをもって住み慣れた環境で住み続けることができるよう、健康の増進や生きがいづくり、介護予防への支援も重要な課題となる。とりわけ長年にわたって高齢者の交流の場として活動が続いている老人クラブについては、新規加入者不足による高齢化と会の活性化が課題となっている。

イ 障がい者（児）の保健・福祉

本町の障がい者（身体・知的・精神）は、身体障害者手帳の所持者214名、療育手帳の所持者34名、精神障害者保健福祉手帳の所持者17名で、身体・知的障がい者のうち重度の占める割合は約4割で、療育手帳所有者及び精神障害者保健福祉手帳の保持者が増加傾向にある。なお、施設入所者は16名で、道内の他市町村施設に入所している。

障がい者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、近年の障がい者施策等に係る法整備により、「難病医療法」（平成27年1月施行）の制定では、医療費助成の法定化や対象となる難病の範囲が拡大され、「発達障害者支援法」の改正（平成28年8月施行）では、乳幼児期から成人期に至る発達障がい者への切れ目ない支援の重要性が明確に示され、さらに「障害者雇用促進法」の改正（平成30年4月施行）では、法定雇用率算定に精神障がい者も含まれるようになるなど、障がい者に関する相談や福祉サービス、就労や社会参加への支援対象の拡大やそのニーズの多様化が進んでいる。

本町では、障がい者福祉の推進体制の充実を図るため、地域自立支援協議会を設置するとともに、障がい者やその家族・団体等から実態やニーズを把握し、実情に応じた必要なサービスを適切に提供していくことが求められている。また、町内には障がい者が入所できる施設等が無いため、他市町村の障がい者施設等と連携を深めながら、障がいを持つ人や家族が安心して暮らせる生活環境を確保するとともに、併せて地域で自立した生活を望む障がい者が日中に活動（就労を含む）が可能な作業所等の整備も必要となっている。

ウ 児童福祉と母子保健

全国的な人口の減少とともに、未婚率の上昇及び出生数の低下による少子化の影響により、本町における児童数は、0歳29名、1～5歳152名、6～17歳348名と減少傾向にある。

本町の児童福祉施設として、保育所2箇所（興部・沙留）が設置されており、住民のニーズが高い低年齢児の受け入れを拡大するとともに、保育料の独自軽減や、保育時間の延長等を実施している。

子育て世代への支援としては、妊娠期から子育て期にわたる、子育てに関する総合的な相談窓口として「子育て世代包括支援センター」の整備や、開所日数、時間延長、0歳児からの受け入れ、放課後児童対策の支援等、児童の健全育成のためのさらなる保育サービスの充実が求められている。

母子保健分野では、見守りや支援を必要とする妊産婦や乳幼児が増加しており、また学童期や思春期における発達や情緒の問題への対応が必要なケースが増えているため、早期に母子個々の特性を把握し、切れ目なく支援していくことが必要となっている。

妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、保健相談・指導、健康教育、健康診査（妊産婦・乳幼児）を実施しているほか、子育て中の保護者が中心となって親子の交流や情報交換等の活動をしている「育児サークル」への助言・支援を行っている。

また、健診・相談時に虐待ハイリスク家庭を把握するスクリーニングにより療育者支援、児童虐待予防の視点で関係する福祉・医療機関の連携のもと支援が求められている。

国においては、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法をはじめとする関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけており、この計画の中で、それぞれの地域で子育て支援サービスの充実を図ることとなっている。なお、本町では少子化による施設利用率の低下の解消と就学前の全ての子どもに対し、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を行うため、幼保一元化による幼保連携型認定こども園の施設整備を推進する。

エ ひとり親家庭の福祉

全国的にもひとり親家庭については、離婚率の上昇を背景に年々増加しており、特に、母子家庭の増加は著しい傾向にあり、経済的な支援をはじめ、自立に向けた生活や子育ての相談・情報提供が必要となっている。

本町においては、ひとり親世帯は30世帯で世帯員数の合計は53人となっている。支援の内容として、母子家庭では家計や仕事などの経済面、父子家庭では家事についての不安が大きく、様々な問題に対応する相談窓口の整備が求められている。

(2) その対策

ア 高齢者の保健・福祉

① 在宅福祉サービス等の充実

介護が必要になっても住み慣れた地域や住宅で安心して生活を送ることができるよう、介護保険サービスの充実を図る。また、医療と介護の両方を必要とする慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護連携の推進を図り、地域全体での高齢者を支え合う体制づくりを推進する。さらに、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係機関と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築に努める。

また、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯が、在宅で安心して自立した生活を送れるよう、高齢者下宿の運営、住宅改修、緊急通報システム等の生活環境の充実・整備を図る。

② 保健・福祉施設等の整備

高齢者がいつまでも住み慣れた町で暮らせるよう、新たに高齢者生活支援施設等基本構想を策定し、現在町内にある高齢者福祉・介護機能の整理集約化を図り、新たに小規模多機能型住居介護等の地域密着型サービスと高齢者の住まいの整備を進め、限られた人材の中で少しでも高齢者が安心できる施策を展開する。

③ 介護従事者の確保と育成

介護従事者の不足が生じる状況が見られることから、介護従事者の育成を図るため、介護職の資格取得経費の助成や雇用の促進を目的とした預かり保育、賃貸住宅の充実など必要な方策を検討する。

④ 健康の増進と社会参加の推進

乳幼児から高齢者まで、住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるまちづくりを進めるため、健康診査や健康教育、各種予防接種などの保健サービスの充実を図るほか、寝たきりの要因となる疾病や閉じこもり予防など、食生活・運動を中心とした介護予防事業を推進する。

また、高齢者が自らの経験・知識を活かした生きがいのある仕事の機会と場を確保するため、高齢者事業団の支援を図るほか、老人クラブ、高齢者サロンなどボランティア活動や学習活動等のサークルを通して社会参加を推進する。

イ 障がい者（児）の保健・福祉

① 在宅福祉サービス等の充実・整備

在宅の障がい者（児）が、障がい福祉サービスを利用し、自立した日常・社会生活を地域で送ることが出来るよう、在宅の障がい者のニーズに対応した、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスの充実、補装具の交付、日常生活用具の給付など、家庭における介護者の負担軽減を図るための在宅支援サービスの充実に努める。

② 施設福祉サービスの充実・整備

在宅での生活が困難な障がい者の生活の場として、入所可能な施設についての相談・情報提供に努める。また、地域における居住の場としてのグループホーム等の施設の充実に努め、地域生活への移行を推進する。

③ 障がい児の療育体制の充実

障がい児については、早期の療育がその後の成長において非常に重要になってくることから、近隣市町村の関係医療機関及び障がい児施設等と連携しながら、本町の障がい児が適切な療育を受けられるように情報提供と適切な対応に努める。

④ その他の支援

重度身体障害者ハイヤー料金助成事業、知的障がい者の面会・帰省・通所・短期入所及び精神障がい者の社会復帰学級・共同作業所への通所に伴う交通費の助成事業、重度医療費助成事業について継続実施するほか、障がい者関係の入所・通所施設は在宅サービスの拠点として位置づけられており、関係する施設・団体との連携を図りながら支援する。

ウ 児童福祉と母子保健

① 相談体制の整備

子育てに対する相談、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する支援拠点として「子育て世代包括支援センター」の整備を進める。

② 経済的支援

保育料の軽減及び児童手当の支給、乳幼児医療費助成、言語障害児通級費補助を継続実施する。

③ 子育てと仕事の両立支援

開所日数（土曜日の午後）・時間の延長及び0歳児・障がい児の受け入れなど、保育サービスの充実については、人員及び施設等の基盤整備を伴うため、子ども・子育て支援事業計画に基づき検討する。

④ 母子保健の充実

妊婦、母、乳幼児に対する相談・健診を充実し、母と子の健康づくりと育児サークルへの支援を継続し、子育て情報の提供に努める。

⑤ 子どもの虐待防止

児童虐待に関する相談体制の充実を図るため、自己研修会の開催や外部研修会への受講等を通じた専門職員を養成する。また、関係機関で組織する「興部町要保護児童対策協議会」において、情報の共有に努めるとともに連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に取り組む。

エ ひとり親家庭の福祉

① 相談体制の整備

経済的支援を主とした相談は、民生委員・児童委員で対応し、生活支援のうち子育て支援については、主任児童委員が主体的に対応する。

② 経済的支援

児童扶養手当、母子福祉資金の公的制度のほか、ひとり親家庭等医療費助成は、継続実施する。

③ 生活支援

日常生活の中で、一時的に家事、保育等の援助が必要となった場合に支援員を派遣する等の施策を検討するほか、子育て支援については、児童福祉と同様の支援策で対応する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 児童館	沙留地区子育て支援センター整備事業 (子育て相談、各種母子事業、放課後子ども教室等)	興部町	
	(2)認定こども園	認定こども園整備事業 (こども園、子育て支援センター、学童保育等)	興部町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3)高齢者福祉施設 その他	ケアハウス整備事業 1棟 居室29室	興部町	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者下宿運営管理事業 〔内容〕ひとり暮らし高齢者対象下宿（11室）の運営管理 〔必要性〕ひとり暮らしの生活に不安な60歳以上の高齢者の生活支援を図るため。 〔効果〕高齢者下宿を適切に運営管理することで、興部町で安心して自立した生活を送ることができる。	興部町	
		福祉保健総合センター運営事業 〔内容〕1人部屋 12戸、2人部屋 4戸の生活支援ハウスの運営管理。 〔必要性〕自立して生活することに不安のある高齢者に生活相談、福祉サービス等を提供する居住機能の適切な運営管理を図るため。 〔効果〕要介護、生活支援が必要な高齢者に対し、生活相談、福祉サービス等総合的なケアを提供することができる。	興部町	
	健康づくり	予防接種事業 〔内容〕乳幼児、高齢者等に対する予防接種の費用助成。 〔必要性〕保健サービスを充実し、町民の健康増進を図るため。 〔効果〕予防接種・ワクチン接種の普及促進により、特定疾病の予防拡大が図られる。	興部町	
	(9)その他	認定子ども園幼児送迎車輛購入事業 幼児専用車 大人3人＋幼児39人乗り 1台	興部町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、国民健康保険病院（一般病床32床、療養病床18床）と2ヶ所の歯科医院となっている。国民健康保険病院については、地域の基幹的役割を担う医療機関として整備され、医療需要に対応した医療機能の充実やリハビリテーション施設の設置、疾病予防のための人間ドック検診等の各種健診の実施など、多様化する医療ニーズに対応してきたところである。

人口減少と高齢化が進む地域の中で、外来・入院医療や救急医療のほか、疾病予防・健診事業・在宅医療等地域全体の医療を確保するとともに、保健・福祉・介護等との連携により地域住民の健康の保持に努め、良質な医療を提供する病院を目指すものである。

今後の更なる医療需要の多様化に対応した医療サービスの提供が図られるよう、医療技術者の確保と高度医療機器の導入による医療体制の充実に加え、保健・医療・福祉等との連携による地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想を踏まえた基幹病院、関係機関等との連携・機能の分化などが求められている。

(2) その対策

ア 医療機器の整備

町民の医療需要の多様化に対応して、医療水準の高度化を図るため、町民医療の核となる国民健康保険病院への高度医療機器等の導入を推進するとともに、救急搬送機能の確保と広域医療システムの充実に努める。

イ 医療従事者の確保

大学病院・医師会等関係機関との緊密な連携を通して、医師をはじめ医療技術者の確保に努めるとともに、医療研修会などの参加による医療従事者の資質向上を図る。

ウ 医療ICTの導入

地域包括ケアシステムや医療施設間の更なる連携機能強化に向けて、患者の診療内容、検査データ及び撮影画像など、診療情報の伝達をスムーズに行うための医療ICTを導入し、良質で効率的な医療を提供できる体制の構築を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 その他	医療機器整備事業 内視鏡検査システム、超音波診断装置 一般X線撮影装置、他	興部町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	国保病院医師対策事業 【内容】休日等常勤医師不在時の救急医療 ・特定診療科目医師確保助成金 【必要性】常勤医師2名体制により、不在 時の救急医療体制、皮膚科等特定診療科の 医師確保が必要なため。 【効果】町内唯一の病院に医師確保のため の助成をすることにより地域医療体制が確 保される。	興部町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

町内の幼児教育施設は、私立幼稚園1園が担っており、日々の生活や集団での遊びを通して、社会性や自立性を育てるための幼児教育が展開されている。

幼児教育は生涯を通じた人間形成の基礎であり、家庭を基盤として、幼児教育施設や生活環境に密着した遊び場など、家庭とそれをとりまく地域社会を母体とした幼児教育の充実が望まれているとともに、幼児から高校までつながる教育が求められている。

イ 学校教育

町内の学校数は、小学校2校・中学校1校・高等学校1校である。

小学校は、興部小学校と沙留小学校の2校であるが、少子化等により児童数は減少してきている。沙留小学校は、複式学級解消のため、町費採用の臨時教員を配置し、複式学級の解消を図り、各学年単式学級としている。

また、特別支援学級の児童数が増加していることから、よりきめ細やかなサポートをするために、両小学校に特別教育支援員を配置し対応している。

中学校は、興部中学校と沙留中学校の2校を平成30年度から統合し、宇津、秋里、豊野、沙留地区の生徒についてはスクールバスで通学しているため、老朽化の進んでいる車両については計画的に更新をする必要がある。

高等学校については道立興部高等学校があり、普通科1課程が設けられているが、年々生徒数が減少傾向にあり、平成21年度からは地域キャンパス校（1間口）となり、平成30年度からは地域連携特例校として、紋別高校からの出張授業や遠隔授業などの支援を受けている。地域の学校を維持するためにも、入学者の確保対策を推進する必要がある。

学校施設や設備、備品については、老朽化や教育環境の変化に応じた対応が重要であることから、引き続き、緊急性や必要性を勘案した計画的な修繕・更新を図る必要がある。

学校給食については、昭和62年に学校給食センターが建設され、完全給食が行われているが、建物や施設内の調理器具類等が老朽化しており、安心・安全かつ安定的な給食提供をするためにも、施設改築と調理設備等の更新整備が必要となっている。また、給食配送車についても老朽化がみられるため、計画的に更新する必要がある。

ウ 社会教育

社会教育施設として興部町中央公民館をはじめ、沙留公民館及び宇津・秋里・豊野地区には集落センター、宮下・北興・浜町・沙留西町・富丘にはそれぞれ地区会館があり、地域住民のコミュニティ・文化活動・研修集会の場として利用されている。

特に公民館、図書館を中心として町民の生涯学習に応えるため、各種サービスの充実に努めている。

スポーツ活動の場として、町営野球場・町民運動広場・トレーニングセンター・構造改善センター・町営スキー場・総合センター・ゲートボール場・パークゴルフ場等があるが、多種多様なスポーツ需要に対応した、施設の充実整備が望まれている。

社会教育施設及び体育施設の建物については、すべて30年を経過しており、施設の老朽化により長寿命等を目的とした施設の改修が今後、求められている。

これらの文化、スポーツ活動の充実に図るため、指導者の確保や発掘・養成が必要となっている。

また、家庭の小規模・孤立化により人間関係が希薄となり、さらには共働き等により、放課後や夏・冬休みなどの学校休業日には子どもだけで過ごす時間が増えてきていることから、放課後や学校休校日における学童保育の対策を継続して行っていくことが必要となっている。

(2) その対策

ア 幼児教育の充実

幼児が初めて集団的な生活を行う施設の充実に図るとともに、近年の核家族化に伴い、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少し、地縁的なつながりが希薄になるなど、子育ての不安や悩みを相談できにくい環境におかれていることからも、保護者を対象とした子育てに関する学習機会の提供等を進める。

幼児が安全に遊ぶことができ、また、恵まれた自然にふれあうことのできる身近な子どもの環境の充実に図る。

イ 学童保育事業への支援

放課後や学校休校日において、子ども達が安心して時間を過ごすことができ、また親も安心して仕事が続けられるよう、学童保育事業への支援を継続し進める。

ウ 学校教育施設や設備、備品の整備

施設整備では老朽校舎等の改修や児童・生徒数の減少を考慮し、効果的な改修整備を図っていく。特に、給食センターについては、移転改築を含めた整備を図る。さらに、情報化に対応するためのパソコン機器等ICT環境の学校設備整備を図るとともに、学校給食センターの調理器具類、給食配送車やスクールバス等の更新整備を計画的に進める。

エ 社会教育施設等の整備

地域・家庭・学校が相互に連携することができる地域コミュニティの形成を目指し、住民の自主的な学習を促すため、各種指導者の養成を図り、活動の拠点となる施設の充実と有効利用を進め、地域活動の活発化を促進する。

オ 社会体育施設等の整備

町民の体力向上や健康増進を図るとともに、地域ぐるみのスポーツの振興を促進するため、スポーツ施設の改修整備や適正な維持管理とスポーツ指導者の養成を推進する。

カ 高等教育の確保

興部高等学校は、少子化の影響を受け年々生徒数が減少しており、学校の存続に向けて高校間口確保対策協議会との連携を強化するとともに、教育内容の充実や教育環境整備に対する支援を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス更新事業 28人乗 1台	興部町	
		給食配送車更新事業 配送車 1台	興部町	
		給食センター改築事業 実施設計、地質調査、給食施設改築、外構工事	興部町	
	(2) 幼稚園	幼児教育推進事業 幼稚園運営費補助	興部町	
		(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	米田御殿改修事業 建物内部・外部・耐震工事 他	興部町
	総合センター改修事業 アリーナ照明更新 他		興部町	
	農業者トレーニングセンター改修事業 アリーナ照明更新 他		興部町	
	農業者等健康増進施設改修事業 アリーナ照明更新 他		興部町	
	体育施設	構造改善センター改修事業 アリーナ照明更新 他	興部町	
		図書館	図書館改修事業 多目的トイレ更新 他	興部町

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 高等学校	興部高校間口確保対策事業 【内容】 入学時支援、通学費補助、部活動支援等 【必要性】 生徒数が年々減少する中、興部高校の存続に向けた支援策の推進が必要なため。 【効果】 生徒数の減少に歯止めが掛かり、興部高校の存続が図られ、地域の活性化へと繋がる。	興部町	
	その他	学童保育事業 【内容】 幼稚園で開設する「はこぶねハウス」への助成。 【必要性】 放課後や学校休校日に子どもだけで過ごす時間が増えているため。 【効果】 子ども達が安心して時間を過ごし、親も安心して仕事が続けられる。	興部町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

興部町には、10の集落が点在していたが、特に農村地区における急激な人口・戸数の減少により、円滑な行政区の機能が失われつつあったため、これら集落の統廃合を行い、昭和59年より8つの集落に再編成されている。

町の中心集落である興部市街、主要集落である沙留市街、そして基礎集落である北興・宇津・秋里・豊野・住吉・富丘の8つであり、基礎集落の大部分は酪農経営で、離農等により集落人口が減少し、集落機能の低下が進行している地域もあるが、酪農施設は整備され集落の移転による再編成は困難な状況にある。

本町への移住や町民の定住化を促進するため、公共施設跡地などの未利用町有地を宅地として整備し、売払いを行っている。

また、日常生活圏の広域化及び地域活動の多様化、活発化に対応するため集落機能の拡充整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 集落等の活性化

既存産業の振興を図ることを基本に、集落における定住と就業対策を検討し集落機能の確保に努める。

各集落間を結ぶ連絡道路の整備に努め、集落における生活の利便性の向上や、まち全体の景観形成に向け、地区自治会組織などを中心に農漁村景観整備や集落機能の拡充について検討する。

イ 移住・定住の促進

遊休・未利用町有地を計画的に売払い、持ち家住宅の建設を促進する制度の充実を進める。また、空き家・空き地情報バンク制度等を活用したPR・情報提供に重点を置き、移住・定住の促進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

余暇活動の多様化や少子高齢化の影響もあり、芸術・文化に携わる人々が減少傾向にある。

興部町においては、公民館や総合センター、図書館などの文化施設を拠点として、さまざまな芸術・文化活動が文化連盟をはじめ多くの町民によって展開されているが、今後、芸術・文化を継承していくには、若い世代の担い手を育成・発掘していくことが重要である。

また、芸術劇場などの開催による、優れた芸術・文化にふれる機会を継続して行っていくことが望まれている。

(2) その対策

総合センターの機能を生かしながら、町民に高い芸術文化に触れる機会を提供するとともに、各種活動を通じて、地域文化の向上に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(3)その他	オホーツク・おこっぺ芸術劇場事業 芸術文化鑑賞	興部町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では平成12年の新エネルギービジョン策定以降、町営風力発電所の建設（現在は廃止）や家畜ふん尿などのバイオマス資源を活用したバイオガスプラントの推進による再生可能エネルギーの利活用を進めてきており、平成28年に町営の興部北興バイオガスプラントが稼働した後は、バイオガス発電以外の方法によるエネルギーの活用について検討を進め、バイオガスの直接利用や有用ケミカルへの変換、また脱炭素化に向けた新エネルギーとして有望な水素への変換など、様々な視点から再生可能エネルギーの地産地消に向けた取り組みを行っている。

今後、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、計画的に施設・設備等を整備し再生可能エネルギー導入・利活用を図ることが求められている。

(2) その対策

バイオマスの他、太陽光、風力などの再生可能エネルギーの利活用は脱炭素化を進めるにあたり非常に重要であり、調査・研究による導入の可能性調査を実施するとともに、まちづくり計画や防災計画と連動した、計画的な導入を進める。

特にバイオガスプラントは有用ケミカルや水素への変換など新エネルギー創造の他、基幹産業である酪農基盤の強化や住民生活環境の改善など、経済活動や住民生活改善に寄与するため積極的な導入・利活用を進める。

また、興部町周辺の自治体ではバイオマス資源の利活用に積極的であり、バイオマス産業都市に認定されている自治体も多いことから、再生可能エネルギーの広域利用を進める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	興部北興バイオガスプラント運営事業 バイオガスプラントの運営・維持管理	興 部 町	
		興部北興バイオガスプラント増設整備事業 バイオガス有効活用にかかる発酵槽等増設設備	興 部 町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>バイオガス有効活用実証事業 〔内容〕 バイオガスを活用した化学品・水素の製造及び直接利用などの研究。 〔必要性〕 バイオガスプラントの普及に寄与することができるため。 〔効果〕 メタン発酵消化液利用拡大による酪農基盤の強化。新規産業の創出。エネルギーの創造による防災対策。</p> <p>再生可能エネルギー利活用推進事業 〔内容〕 バイオガス・P V等再エネ由来のエネルギー利活用の研究。 〔必要性〕 地域に眠る資源活用によるゼロカーボンに向けた取組みと防災対策につながるため。 〔効果〕 ゼロカーボンへの取組み強化。災害に強いまちづくり。新規エネルギー産業創出。 バイオガス・P V等再エネ由来のエネルギー利活用の研究</p>	<p>興 部 町</p> <p>興 部 町</p>	
	(3) その他	<p>地域循環共生圏構築事業 バイオマス資源を活用した地域循環共生圏構築に関する調査</p>	興 部 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 広域行政

社会経済の進展と交通・情報網などの発展に伴い、町民の日常生活圏の拡大や生活様式の多様化により、広域的な行政需要はますます高まっている。

興部町は西紋5市町村で構成する西紋別地区総合開発期成会に所属し、地域整備や課題解決に向けた要請行動等を行い地域の発展に努めている。

また、平成16年には西紋4町村で組織する西紋別地区町村会を設立し、地域の振興発展に向けた意見・情報の交換を行っている。

さらには、平成29年3月に西紋別5市町村地域連携に関する協定を締結し、広域での福祉（教育）や産業振興（観光）に関する取組を進め、あわせて、平成29年度からの3年間のオホーツク総合振興局と管内18市町村において、オホーツクイメージ発信プロモーション事業を実施、4年目よりオホーツクAI推進協議会に継承し、引き続きオホーツクのイメージアップやブランド形成に連携して取り組んでいる。

広域的な事務事業として、消防については西紋5市町村で広域的な処理を、し尿処理などについては西紋3市町村で広域的な処理を行っている。

今後においては、ますます高度化・複雑化する町民ニーズに応えるため、また持続的発展に向けて、近隣各市町村と連携を図りながら、時代の変化に対応した広域連携を推進する必要がある。

イ 住民協働（町民との対話・参画しやすい環境づくり）

町内では、各地域の町民によるまちづくりの活動が行われており、まちづくりは、町民、議会、町が相互に理解し、お互いの立場を尊重しながら、協働して進めることが重要である。住民協働によるまちづくりを進める中で重要なツールである広報誌は、情報量の多さとパソコン・タブレット等情報端末の普及などにより中々読まれないという状況であるが、町の情報伝達手段のひとつであり、高齢化が益々進行する中で重要な情報伝達手段であることから、誰もが読みやすい紙面の編集・構成が求められている。

広聴については、各種計画を策定する際に、町民の参加を求め、町づくりに対して意見を反映するよう努めており、今後も町民に対する情報発信と、意見を広く聴くことに努め、開かれた調整を目指す必要がある。

(2) その対策

ア 広域連携の推進

住民ニーズに適応した効率的な行政運営を図るため、広域連携による事務処理を積極的に推進する。なお、広域的な行政課題に対応していくため、近隣自治体との連携を深め、事務処理の共同化などにより効率的な広域行政の推進に努める。

イ 住民協働の推進

町民と町の協働で進めるまちづくりの拡充としては、まちづくりへの参加を推進するため、各種審議会員への一般公募を積極的に行うとともに、必要に応じてホームページから町民によるパブリックコメントを求める。

町の動きを的確に伝える情報媒体として広報誌の充実を図る。また、町内外に最新の情報を共有できるようホームページの迅速な更新に努め、緊急時の連絡手段として電子メールやSNSの推進を図る。

男女平等参画にむけた環境づくりでは、男女が共に仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けて、事業所への働きかけなどにより意識の改革を図るとともに、就業・生活面での環境整備を推進し、まちづくり活動への参画を促進する。

町民の自主的なまちづくり活動への支援では、住民参加のまちづくりを推進するため、住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援を行う。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという興部町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	企業誘致	<p>市街地活性化・担い手支援事業</p> <p>〔内容〕 空き店舗活用のための改修費補助金・起業創業支援補助金・各業種における担い手（後継者）支援補助金の交付。</p> <p>〔必要性〕 空き店舗の活用及び新たな起業を促すことで市街地の活性化を図り、後継者となる担い手への支援により事業の継続を図る。</p> <p>〔効果〕 空き店舗活用による市街地のにぎわい創出、新たな起業促進による産業活性化、後継者支援による廃業抑制。</p>	興部町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	<p>地域情報化基盤整備事業</p> <p>〔内容〕 光ファイバー網保守管理、高度化対応。</p> <p>〔必要性〕 光ファイバー網、難視聴対策設備、IP告知設備の維持及び充実のため。</p> <p>〔効果〕 ブロードバンド、地デジ難視聴対策、緊急防災情報の提供体制の維持及び充実が図られる。</p>	興部町	
	4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>町営バス配送車運行事業</p> <p>〔内容〕 住民スクールバス・福祉バス等の運行。</p> <p>〔必要性〕 バス路線廃止地区の交通確保、公共の福祉の増進を図るため。</p> <p>〔効果〕 地域住民の足を守ることにより、利便性の確保と福祉・教育・医療への支援体制の充実が図られる。</p>	興部町
5 生活環境の整備		(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	<p>公衆浴場管理事業</p> <p>〔内容〕 公衆浴場管理委託費。</p> <p>〔必要性〕 民営の浴場が無く、町営の公衆浴場が必要不可欠なため。</p> <p>〔効果〕 風呂無し住宅居住者に対する公衆衛生の確保が図られる。</p>	興部町
	環境	<p>資源リサイクル事業</p> <p>〔内容〕 ディスポーザー・生ごみ処理機等購入補助金他。</p> <p>〔必要性〕 生ごみの減量化と資源化の促進を図るため。</p> <p>〔効果〕 一般廃棄物の排出抑制、生ごみの資源化、最終処分場の延命が図られる。</p>	興部町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	環境	生活排水処理事業 〔内容〕 合併浄化槽設置補助金。 〔必要性〕 公共下水道未整備地域のし尿・汚水処理施設の整備促進のため。 〔効果〕 公衆衛生の向上と生活環境、自然環境の保全が図られる。	興部町	
	危険施設撤去	公営住宅解体事業 〔内容〕 泉町団地 16戸の解体工事 〔必要性〕 一部屋根等が破損しており、景観及び防犯上からも解体が必要不可欠なため。 〔効果〕 周辺地域の防犯及び住環境の整備が図られる。	興部町	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者下宿運営管理事業 〔内容〕 ひとり暮らし高齢者対象下宿（11室）の運営管理 〔必要性〕 ひとり暮らしの生活に不安な60歳以上の高齢者の生活支援を図るため。 〔効果〕 高齢者下宿を適切に運営管理することで、興部町で安心して自立した生活を送ることができる。	興部町	
		福祉保健総合センター運営事業 〔内容〕 1人部屋 12戸、2人部屋 4戸の生活支援ハウスの運営管理。 〔必要性〕 自立して生活することに不安のある高齢者に生活相談、福祉サービス等を提供する居住機能の適切な運営管理を図るため。 〔効果〕 要介護、生活支援が必要な高齢者に対し、生活相談、福祉サービス等総合的なケアを提供することができる。	興部町	
7 医療の確保	健康づくり	予防接種事業 〔内容〕 乳幼児、高齢者等に対する予防接種の費用助成。 〔必要性〕 保健サービスを充実し、町民の健康増進を図るため。 〔効果〕 予防接種・ワクチン接種の普及促進により、特定疾病の予防拡大が図られる。	興部町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	国保病院医師対策事業 〔内容〕 休日等常勤医師不在時の救急医療・特定診療科目医師確保助成金 〔必要性〕 常勤医師2名体制により、不在時の救急医療体制、皮膚科等特定診療科の医師確保が必要なため。 〔効果〕 町内唯一の病院に医師確保のための助成をすることにより地域医療体制が確保される。	興部町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 高等学校	<p>興部高校間口確保対策事業</p> <p>〔内容〕 入学時支援、通学費補助、部活動支援等</p> <p>〔必要性〕 生徒数が年々減少する中、興部高校の存続に向けた支援策の推進が必要なため。</p> <p>〔効果〕 生徒数の減少に歯止めが掛かり、興部高校の存続が図られ、地域の活性化へと繋がる。</p>	興部町	
	その他	<p>学童保育事業</p> <p>〔内容〕 幼稚園で開設する「はこぶねハウス」への助成。</p> <p>〔必要性〕 放課後や学校休校日に子どもだけで過ごす時間が増えているため。</p> <p>〔効果〕 子ども達が安心して時間を過ごし、親も安心して仕事が続けられる。</p>	興部町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>バイオガス有効活用実証事業</p> <p>〔内容〕 バイオガスを活用した化学品・水素の製造及び直接利用などの研究。</p> <p>〔必要性〕 バイオガスプラントの普及に寄与することができるため。</p> <p>〔効果〕 メタン発酵消化液利用拡大による酪農基盤の強化。新規産業の創出。エネルギーの創造による防災対策。</p>	興部町	
		<p>再生可能エネルギー利活用推進事業</p> <p>〔内容〕 バイオガス・P V等再エネ由来のエネルギー利活用の研究。</p> <p>〔必要性〕 地域に眠る資源活用によるゼロカーボンに向けた取組みと防災対策につながるため。</p> <p>〔効果〕 ゼロカーボンへの取り組み強化。災害に強いまちづくり。新規エネルギー産業創出。</p> <p>バイオガス・P V等再エネ由来のエネルギー利活用の研究</p>	興部町	